事案概要一覧（和解契約書）

2001	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に自宅があり、原発事故時は会津地方に単身赴任していた申立人について、単身赴任中の生活状況や、自宅から通勤可能な部署への異動の内示を受けていたことなどを考慮して、自宅住所地を基準として、中間指針第五次追補の目安額どおりの日常生活阻害慰謝料（合計１８０万円）及び生活基盤変容慰謝料（５０万円）の賠償等が認められた事例。
2002	居住制限区域（浪江町）から避難した申立人夫婦について避難交通費及び引越費用が賠償されたほか、電気工事業を営んでいた申立人夫についての事業用動産に関する損害（避難の際に搬出することができなかった工具等の財物損害を申立人の陳述や写真等の資料から認定した。）及び申立人妻についての就労不能損害（直接請求手続で賠償を受けた期間以降の平成２６年３月から平成２８年２月まで）がそれぞれ賠償された事例。
2003	避難指示解除準備区域（川内村）に居住していた申立人が長年にわたり趣味として買い集めて育ててきた植物のイワヒバについて、原発事故に伴う避難のため、水やりをすることもできず全て枯れてしまったことから、財産的価値に対する賠償では賄いきれない精神的苦痛に対する賠償として、一時金として２０万円を認める和解が成立した事例。
2004	自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人（大人１名）について、精神症状を発症して心身が不調であったこと、母と別離が生じたことなどを考慮して、中間指針第五次追補第３記載の自主的避難等に係る損害のうち、精神的損害（平成２３年３月から同年１２月まで）を７万円増額することが認められるなどした事例。
2005	避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から近居の孫３名（うち２名は避難開始時において未就学）と一緒に避難した申立人について、避難先において孫らの風呂、食事、洗濯等の身の回りの世話や通学、通園の際の送迎等を恒常的に行ったことを考慮して、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、未就学児が２名であった平成２３年３月から平成２４年３月までは月額５万円に申立人の育児負担割合５割を乗じた額が賠償されるとともに（避難先で発症した病気を抱えながら育児した平成２３年５月から同年８月までは月額１万円を加算）、未就学児が１名となった平成２４年４月から平成２６年３月までは月額３万円に申立人の育児負担割合５割を乗じた額が賠償されるなどした事例。
2006	避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難し、原発事故に起因する精神的損害の賠償を求める訴訟の確定判決を有する申立人について、成人である娘との別離を余儀なくされたことを考慮して、日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償が認められるなどした事例。
2007	自主的避難等対象区域（郡山市）から避難した申立人母子（母及び原発事故当時２歳の双子）及び仕事のため事故時住所に残った申立人父につき、家族別離が生じたこと及び未熟児で出生し、発育上の経過観察を要する申立人子らの世話をしながらの避難であったことを考慮して、申立人母子に各５万円の精神的損害の増額分（一時金）の賠償が認められるとともに、平成２４年１月から平成２７年３月までの面会交通費、二重生活に伴う生活費増加分及び避難雑費の賠償が認められるなどした事例。

2008	原発事故当時、福島県外に住居があったが、平成２２年末から里帰り出産（第二子）のため自主的避難等対象区域（福島市）内の実家に滞在し、平成２３年６月に出産した後、同年夏頃に帰宅した申立人母及び子（第一子）について、上記事情を考慮し、それぞれ自主的避難等対象区域に住居があった者と同等の額（各４０万円）が賠償されるとともに、原発事故後に出生した申立人子（第二子）についても同等の額が賠償された事例。
2009	居住制限区域（飯舘村）において農業及びドッグブリーダー業を営んでいた申立人らについて、同区域所在の土地（登記上の地目は原野）の財物損害につきその一部を事業用地と認定して算定した損害額の賠償を認めるとともに、農機具等の事業用動産の財物損害、原発事故当時開業準備中であった事業に係る受託業務に関する損害等の賠償を認めた事例。
2010	県南地域（白河市）において福島県が開発した水稲（販売開始は平成２３年とされている。）を栽培する農家である申立人の風評被害による営業損害について、上記品種に原発事故前の価額が存在しないことから、他品種の値動き等を考慮して、令和元年９月から令和３年１０月までの逸失利益（ただし、東京電力の直接請求手続における既払金を控除した額。）等が認められた事例。
2011	居住制限区域（浪江町）から避難した申立人夫婦について、原発事故後にそれぞれの勤務先の移転に伴って別離を強いられたことを考慮して、夫に対し、平成２３年３月から平成３０年３月まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償が認められるとともに、原発事故により自宅の太陽光発電設備が稼働不能となり売電収入を得られなかったことを考慮して、夫に対し、直接請求手続で支払われた期間以降である平成２４年６月から平成２９年１１月までの売電収入相当額の逸失利益の賠償が認められるなどした事例。
2012	避難指示解除準備区域（葛尾村）において養蜂業を営み、生体の日本蜜蜂と蜂蜜を巣箱ごと販売していた申立人について、棚卸資産である巣箱の財物損害が原発事故の影響割合を７割として賠償されるなどした事例。
2013	原発事故当時、福島県外に自宅を有していたものの、避難指示解除準備区域（楢葉町）所在の自身が経営する会社の工場に継続的に出入りし、自宅と当該工場近くの社員寮とを行き来しながら生活していた申立人について、生活の本拠が一定程度当該社員寮にあったと認定し、一時金として８５万円の精神的損害の賠償が認められた事例。
2014	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住しつつ、特定避難勧奨地点の設定のあった行政区である同市鹿島区橲原地区に別荘を所有する申立人ら家族（父、母及び子）について、申立人子に関し、原発事故前は別荘で休日を過ごしていたことを踏まえ、同地区の住民に準ずるものとして、平成２４年９月分から平成２７年３月分まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料が認められた（父及び母については前回の申立てにおいて同内容が認められている）ほか、申立人らにそれぞれ生活基盤変容慰謝料（中間指針第五次追補の緊急時避難準備区域における目安額である５０万円）の賠償が認められた事例。

2015	大分県で原木乾燥しいたけの集荷販売等を取り扱う農業協同組合である申立人（以下「申立人組合」という。）及び申立人組合の組合員である申立人ら（以下「申立人組合員ら」という。）の風評被害による営業損害について、原発事故後の原木乾燥しいたけの価格下落の状況、集荷販売量の動向、買い控えの発生状況及び商品の特性等を考慮して、①申立人組合員らの申立人組合を通じた平成２５年２月から平成２７年１月までの出荷販売に関し、原発事故前の販売単価との差額に基づき算定した逸失利益（原発事故の影響割合を２割５分として算定。）及び②申立人組合が申立人組合員らの出荷販売額に応じて取得する平成２５年２月から平成２７年１月までの組合手数料に関し、原発事故前の販売単価との差額に基づき算定した逸失利益（原発事故後に大分県において申立人組合での集荷販売の割合が増加したことを考慮し、原発事故の影響割合を１割として算定。）が認められ、さらに、③申立人組合による原木乾燥しいたけの放射性物質検査費用（平成２３年６月分から平成２７年１月分まで請求額全額、平成２７年２月分から平成２８年１月分まで原発事故の影響割合を５割として算定。）が認められた事例。
2016	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人長男、申立人長男の妻及び被相続人（申立人長男らの母、申立人長男らが相続。）について、被相続人が要介護の状況で避難したことを考慮して平成２３年３月から平成２４年８月まで月額３万円ないし５万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を、申立人長男の妻が被相続人の介護をしながら避難し、自宅に帰還後も被相続人が入所する施設に通って必要な物を持参するなどしていたことを考慮して平成２３年３月から平成２４年８月まで月額３万円ないし５万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償をそれぞれ認める（ただし、直接請求手続における既払金を控除した額。）などした事例。
2017	帰還困難区域（双葉町）に居住していた申立人（原発事故時６２歳）について、平成２４年以降避難生活を送っていた県外のアパートの家賃助成金の給付期限が令和５年３月までとされ、それ以降に転居する物件を探すことは年齢的に難しいと考えて、令和３年１２月に福島県内の団地に転居するに至ったことを考慮して、その際の引越費用が賠償されたほか、原発事故以前は野菜の栽培や養鶏をして生活していたものの、避難先でそれらを行えなくなったことを考慮して、平成３０年３月分までの生活費増加費用（自家消費野菜・鶏卵）等が賠償された事例。
2018	自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた被相続人（夫。申立人らが相続。）、申立人妻及び申立人長男について、被相続人の透析治療のために被相続人及び申立人妻が福島県外に避難したこと等を考慮して、平成２３年分の避難費用、二重生活により増加した生活費増加費用、家財購入費及び精神的損害（一人当たり１０万円）の賠償が認められ、さらに、被相続人が透析患者であったこと、申立人妻がその介護をしていたこと等を考慮して、被相続人及び申立人妻の精神的損害（一時金として被相続人につき１０万円（ただし、既払金を控除した額。）、申立人妻につき５万円。）の賠償が認められるとともに、自家消費野菜を収穫できなかったことによる生活費増加費用については平成２４年分まで、自家消費山菜を収穫できなかったことによる生活費増加費用については出荷制限等に係るものとして令和５年分までの賠償が認められた事例。

2019	帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人について、看板等を設置する目的で土地を貸していたところ、原発事故によって借地人が避難するなどしたため地代が支払われなくなったことを考慮して、将来分も含むものとして６年分の営業損害（賃貸借契約書が存在しないなど客観的な資料が十分ではないものの、立証の程度を考慮して、３割の限度。）の賠償が認められるとともに、持病に係る通院交通費が避難先から通院することによって原発事故前より多くかかることになったことを考慮して、平成２８年９月から平成３０年３月までの通院交通費増加分の賠償が、また、障害（身体障害等級１級）を抱えながらの避難であったことを考慮して、平成２８年１２月から平成３０年３月まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められるなどした事例。
2020	いわき市（自主的避難等対象区域）から避難した申立人ら（夫婦、子４名）のうち、妻について、避難先で原発事故時０歳、１歳、３歳及び５歳と低年齢の子４名の世話をしていたことを考慮して、中間指針第五次追補第３記載の自主的避難等に係る損害のうち、精神的損害を１０万円増額することが認められるなどした事例。
2021	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、不妊治療を受けていた申立人夫婦について、原発事故後に担当医が避難して戻らず、不妊治療再開のために平成２７年９月から遠方の病院への通院を余儀なくされたことを考慮して、同月から平成３０年８月までの生活費増加費用（通院交通費の増加分）及び精神的損害（一時金５０万円）の賠償が認められた事例。
2022	避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人ら（母及び成人の子）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人母について、平成２３年３月から同年９月まで夫婦間で別離が生じたことを考慮して、上記期間につき月額３万円の賠償が、申立人子について、平成２３年３月から平成２４年２月まで両親との別離が生じたこと及び消防職員として救急業務に従事していたことを考慮して、一時金５０万円（ただし、既払金１２万円を除く。）の賠償がそれぞれ認められた事例。
2023	避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した被相続人（申立人らが相続）について、昭和６０年代から浪江町に居住して大工として働き、その後自ら建設を手掛けた自宅に居住していたこと、浪江町及び自宅への愛着が強く、県外の避難先から平成２９年に福島県内の復興住宅に移動したものの、原発事故前に透析治療のために通院していた病院が原発事故に伴い閉鎖されたため、浪江町の自宅には帰還できずに平成３０年に逝去したこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害として中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円から１５０万円増額した４００万円の賠償が認められたほか、被相続人の障害及び持病を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（平成２３年３月から被相続人が逝去した月まで状況に応じて月額１０万円ないし月額３万円、ただし既払金を控除した額。）、申立人妻及び申立人二女の被相続人の介護を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（平成２３年３月から被相続人が逝去した月まで状況に応じて月額５万円ないし月額３万円、ただし既払金を控除した額。）、被相続人及び申立人妻の過酷避難状況による精神的損害各３０万円、申立人妻の生活基盤変容による精神的損害２５０万円の賠償が認められた事例。
2024	帰還困難区域（大熊町）に居住していた申立人らに対し、自宅敷地内に所在していた氏神様（祠）につき、直接請求で賠償済みの庭木・構築物の価格に含まれないとして、取得価格から経年減価を考慮した金額が財物損害として賠償されるなどした事例。

2025	避難指示解除準備区域（浪江町）において同居していた被相続人（申立人長男の母）及び申立人長男のうち、１．被相続人について、過酷避難状況による精神的損害、生活基盤変容による精神的損害に加えて、平成２３年３月から平成２９年３月までの日常生活阻害慰謝料の増額分として、家族別離が生じたこと、平成２４年１２月から要介護状況になったと認められること及び具体的な症状経過等を考慮して月額３万円ないし８万円の賠償が認められ、２．申立人長男について、過酷避難状況による精神的損害、生活基盤変容による精神的損害、自主的避難等対象区域に滞在していたことに係る損害、葬儀関連費用、平成２３年３月から平成２８年１２月まで及び平成２９年１月以降の自家消費米・野菜に関する損害（１０年分の米・野菜購入費用相当額として算定）に加えて、平成２４年１２月から平成２９年３月までの日常生活阻害慰謝料の増額分として、被相続人を介護したことを考慮して月額３万円の賠償が認められた事例。
2026	原発事故当時、福島県外に住居があったが、里帰り出産のため自主的避難等対象区域（いわき市）の実家に滞在していた申立人母について、自主的避難等に係る損害として４０万円の賠償が認められたほか、出産を間近に控えた時期に避難したことを考慮して、精神的損害（一時金）として１０万円の賠償が認められた事例。
2027	避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人妻について、原発事故当時、合計約３９年間にわたって南相馬市小高区に居住していたことや、地域社会等との関わり合い（近所の人々との交流状況、各種催しへの参加等）等を考慮して、生活基盤変容慰謝料として２９０万円（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円から４０万円の増額）の賠償等が認められた事例。
2028	避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人母について、浪江町のいわゆる豪農の家庭に生まれ育ち、原発事故時まで約７８年にわたり浪江町に居住していたこと、地元で勤務しつつ兼業農家を営んでいたこと、種々の地域活動に参加していたこと等を考慮し、生活基盤変容慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）の増額分として１００万円の賠償が認められるなどしたほか、原発事故時は福島県外の賃貸住宅に居住していた申立人子について、定年退職（平成２６年）以降は浪江町の実家に戻って申立人母と同居することを予定していたものの、避難指示解除（平成２９年４月）後まで戻れなかったこと等を考慮し、上記賃貸住宅の家賃の一部（定年退職した月の分から平成２９年４月分まで原発事故の影響割合を２割ないし３割として算定した額）の賠償が認められた事例。
2029	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（夫婦）のうちの申立人妻について、原発事故当時の居住期間が７０年以上であったことや、地域社会等との関わり合い等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害として中間指針第五次追補の定める目安額５０万円から３０万円を増額した８０万円の賠償が認められたほか、自主的避難等対象区域に滞在していたことに係る損害の賠償が認められた事例。
2030	大熊町（帰還困難区域）から避難した申立人ら夫妻について、居住期間（夫は約５０年間同町に居住、妻は婚姻前は双葉郡内に居住して大熊町の職場に勤務し、婚姻後は約３０年間同町に居住）、就労状況（夫婦とも同町内で就労していた）及び地域社会等との関わり合い（地域での種々の活動への参加等）を考慮し、生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額７００万円）の増額分として各３０万円の賠償が認められるなどした事例。

2031	原発事故時、居住制限区域（浪江町）にて４世代で居住していた申立人らのうち、曾祖父母について、山間部の土地を開拓して自宅を建て、農作物を栽培し家畜を飼育するなどして自給自足の生活基盤を確立し、約６０年にわたり家族とともに生活してきたことを考慮して、生活基盤変容慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）の増額分としてそれぞれ１５０万円の賠償が認められるとともに、両名及びその他の申立人らに対し、家族別離、介護等の事情にもとづく日常生活阻害慰謝料の増額分及び生活費増加費用（水道代等増加分及び自家消費野菜）の賠償が認められるなどした事例。
2032	自主的避難等対象区域（須賀川市）において稲作農業を営む申立人につき、令和２年分から令和４年分の風評被害による逸失利益として、令和元年に賃貸していた田の一部が返還されて自作に転じた分も加えた作付面積を前提として算出した販売数量に、事故前後の販売価格の価格差を乗じる方式で算出した金額（ただし、令和２年分及び令和３年分は直接請求手続での既払金を控除した額）の賠償が認められた事例。
2033	地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）から避難した被相続人（申立人らが相続）について、原発事故時に入院していた病院及び周辺の医療機関による患者の受入れが十分でなく、帰還が困難であったことを考慮して、平成２３年１０月から被相続人が逝去した月まで月額１０万円の日常生活阻害慰謝料の賠償が認められるとともに、家族別離が生じたこと及び要介護状態にあったことを考慮して、平成２３年３月から被相続人が逝去した月まで月額５万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められるなどした事例。
2034	居住制限区域（南相馬市小高区）から避難し、原発事故に起因する精神的損害の賠償を認める訴訟の確定判決を有する申立人ら夫婦について、それぞれ、中間指針第五次追補に基づく精神的損害の合計額（過酷避難慰謝料、日常生活阻害慰謝料（基本分）及び生活基盤変容慰謝料の各目安額に加えて、妻については、日常生活阻害慰謝料の介護による増額分１８５万円（平成２３年３月から平成３０年３月まで）を含む。）から、確定判決に基づく既払金を控除した金額の賠償が認められた事例。
2035	原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（父母及び原発事故当時乳幼児であった子２名）について、原発事故以前から避難指示解除準備区域（浪江町）の実家に転居することを予定し、実際にその準備をしていたことを考慮して、それぞれ、平成２６年６月分から平成３０年３月分まで月額１０万円の日常生活阻害慰謝料の賠償を認めるとともに（直接請求手続及び前件申立てにおいて平成２６年５月分までは賠償済み）、生活基盤変容による精神的損害として中間指針第五次追補の定める緊急時避難準備区域についての目安額５０万円から３０万円を増額した８０万円の賠償を認めたほか、申立人らのうちの子２名について、避難の過程で計画的避難区域（飯舘村）に滞在（車中泊）したことを考慮して、それぞれ、相当線量地域滞在慰謝料５万円の賠償を認めた事例。

2036	自主的避難等対象区域（大玉村）から避難した申立人夫婦及び成人の子（二男）について、平成２３年３月から同年１２月までの避難費用、生活費増加費用及び精神的損害が賠償され（ただし、既払金は控除。）、申立人子（二男）に対しては、歩行困難等（身体障害者等級２級）の状態での避難生活を強いられたことを考慮して、精神的損害の増額分として２０万円が賠償され、申立人妻に対しては、二男を介護しながら避難生活を送ったことを考慮して、精神的損害の増額分として２０万円が賠償されるとともに、避難に伴い退職を余儀なくされたことを考慮して、平成２３年４月から同年９月までの就労不能損害が賠償され、また、自主的避難等対象区域（二本松市）に居住しており、原発事故発生当時、大玉村の実家に帰省していたため、上記申立人らと一緒に避難した申立人子（成人、長男）についても、平成２３年３月から同年１２月までの避難費用、生活費増加費用及び精神的損害が賠償された（ただし、既払金は控除。）事例。
2037	自主的避難等対象区域（郡山市）から避難した申立人夫婦及び成人の子（長女）について、平成２３年３月から同年１２月までの避難費用、生活費増加費用及び精神的損害が賠償され、原発事故当時、同じく自主的避難等対象区域（同市）に所在するグループホームに入居しており避難した被相続人（申立人夫婦が相続）についても、上記期間における同様の損害が賠償されるとともに、身体障害等級１級及び要介護２の認定を受け、要介護状態での避難生活を強いられたことを考慮して、精神的損害の増額分として１０万円が賠償され、また、原発事故発生当時は福島県外に居住していたものの、郡山市の実家の家業を継ぐため平成２３年３月に同市に転入する予定であった申立人子（成人、長男）について、他の家族同様、郡山市で暮らすことができず避難生活を送らざるを得なかったことを考慮して、平成２３年３月から同年１２月までの精神的損害が賠償されるなどした事例。
2038	避難指示解除準備区域（双葉郡）に居住していた被相続人（申立人らが相続）について、居住期間が８０年以上であること、地域社会等との顕著な関わり合い、原発事故に伴う介護サービス休止や親族の避難により被相続人が帰還できずに逝去したこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害として中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円から２５０万円増額した５００万円の賠償が認められたほか、被相続人の要介護状態、障害及び持病を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（平成２３年３月から平成３０年３月まで月６割から１０割に漸増）、家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（別離期間につき月額３万円）の賠償が認められるなどした事例。
2039	帰還困難区域（大熊町）から避難した被相続人亡母（申立人らが相続）について、原発事故時の居住期間（約５５年）や年齢（８０歳近い）、地域社会等との関わり合い（農業を営み、地域中心の人間関係を築くなどしていた。）を考慮して、生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額７００万円）の増額分として、７０万円の賠償が認められるなどした事例。
2040	帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人ら（父母、乳幼児を含む子３名）の日常生活阻害慰謝料の増額分として、原発事故が原因で、第一子が避難先の学校でいじめを受け県外の中学及び高校（全寮制）に進学したことや、父が転勤したことによって、家族別離が生じたことを考慮して、別離期間につき子らの年齢等の事情を踏まえて算定された金額が賠償されたほか、乳幼児（末子）を連れての避難であったことを考慮して、末子が小学校に入学するまでの期間につき月額３万円が賠償されるなどした事例。

2041	東北地方の地方公共団体である申立人について、平成２３年度から平成２５年度の間に原発事故の対応業務により生じた測定経費、除染経費及び人件費が賠償された事例。
2042	自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人妻及びその母である被相続人（被相続人の子である申立人らが相続）について、平成２３年３月から同年１２月までの精神的損害として、中間指針第五次追補が定める目安額を踏まえた金額に加え、透析治療を要する状態（身体障害者等級１級）で避難をし、通院及び治療への負担が増加した被相続人に係る一時金として３０万円の増額分が、被相続人を介護しながら避難していた申立人妻に係る一時金として１５万円の増額分がそれぞれ賠償されたほか、避難費用及び生活費増加費用が賠償された（ただし、既払金は控除。）事例。
2043	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、原発事故後も避難しなかった申立人の亡父（平成２４年５月死去。申立人が相続。）及び申立人について、生活基盤変容による精神的損害（各５０万円）、自主的避難等に係る損害（各２０万円）の賠償が認められ、また、亡父について、精神疾患等の持病を抱えていたことを考慮して平成２３年３月から平成２４年５月まで月額４万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が、申立人について、亡父の介護を恒常的に行ったことを考慮して上記期間につき月額４万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が、それぞれ認められた事例。
2044	被申立人の従業員であり、原発事故時に居住していた社員寮（大熊町）から避難した申立人について、平成２３年９月に仮設社員寮（広野町）に入居した時点で避難が終了したとする被申立人の主張を排斥し、申立人が、避難指示解除準備区域（浪江町）の実家で生まれ育ったこと、被申立人への就職を機に社員寮に入寮したものの、１～２年の入寮期間を終えた後は実家に戻り、実家から通勤する予定であったこと等を考慮し、原発事故時に避難指示解除準備区域に住居があった者と同様に、平成２３年３月分～平成３０年３月分（中間指針第五次追補の定める同区域についての目安期間）の日常生活阻害慰謝料合計８５２万円及び生活基盤変容による精神的損害２５０万円（中間指針第五次追補の定める同区域についての目安額）の賠償等が認められた事例。
2045	避難指示解除準備区域の行政区である申立人が管理していたプレハブ倉庫、みこし、はっぴ、テント等の財物損害について、直接請求に関して東京電力が用いている類型的な使用可能年数ではなく、実際の使用年数等を踏まえて認定された使用可能年数を基礎とした減価をして損害額が算定された（ただし、既払金は控除。）事例。
2046	原発事故時は海外赴任中であり、平成２３年６月に帰国を予定していた申立人について、帰国後に生活拠点となり得る場所は川俣町（避難指示解除準備区域）の実家しかなく、帰国後一定期間は実家に居住する予定であったものの、避難指示等によって同月に帰国後も実家に戻れず自主的避難等対象区域の避難先で避難生活を余儀なくされたことを考慮して、平成２３年６月から同年１２月までの日常生活阻害慰謝料５５万円（単身で再避難先に移った後は月額５万円として算定）及び一時立入費用等のほか、生活基盤変容慰謝料２５万円（中間指針第五次追補の定める目安額の１割）、自主的避難等に係る損害１５万円等が賠償された事例。

2047	避難指示解除準備区域（浪江町）において３世代（祖父母、父母及び子２名。なお、祖父母及び父は原発事故後に死亡した。）で同居していた家族について、生活基盤変容による精神的損害各２５０万円（中間指針第五次追補の定める目安額）及び家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分合計１７０万５０００円の賠償等が認められたほか、亡祖父母について、いずれも、居住期間が約８０年であったこと、農業を営んでいたこと、地域社会と強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害について各３０万円の増額分の賠償が認められ、亡父について、原発事故後の避難等によりがん治療が遅くなったことから精神的損害（一時金）として５万円の賠償が認められた事例。
2048	自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人夫婦について、原発事故当時、申立人夫が指定難病（身体障害等級１級）にり患していたため、避難を実行したかったもののできなかったという事情を考慮して、申立人夫に対し、平成２３年３月から同年１２月までの精神的損害（一時金）として５万円が賠償された事例。
2049	避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人夫婦について、過酷避難状況による精神的損害（各３０万円）、生活基盤変容による精神的損害（各２５０万円）、自主的避難等に係る損害（夫につき２０万円。妻は直接請求手続で賠償済み。）の賠償が認められるとともに、日常生活阻害慰謝料の増額分として、夫に対し、家族別離が生じたことを考慮して別離期間につき月額３万円、妻に対し、原発事故当時に第一子を妊娠中であったこと並びに原発事故後に第二子及び第三子を妊娠したことを考慮して一時金９０万円、乳幼児であった第一子ないし第三子の世話をしたことを考慮して子１名につき事情に応じて各月額３万円又は１万円の賠償が認められるなどしたほか、原発事故後に出生した申立人子らについて、東京電力令和５年３月２７日付けプレスリリースに従い、生活基盤変容に準じる精神的損害（出生月から平成２９年３月まで各月額３万円）の賠償が認められ、また、原発事故から６か月以内に出生した第一子については、東京電力プレスリリース（中間指針第五次追補を踏まえた追加賠償のご案内）に従い、過酷避難状況による精神的損害（３０万円）の賠償も認められるなどした事例。
2050	北海道で水揚げされたホタテ貝等の海産物を韓国へ輸出している申立人らの平成２６年１月から令和４年１２月までの水産物の放射線検査費用について、原発事故の影響割合を５割として算出した金額が賠償された事例。
2051	地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人ら（父、母及び子）について、緊急時避難準備区域内にあった申立人子の学校が平成２４年３月まで他自治体に移転し、その間申立人子のみが移転先の自治体に避難したことを考慮して、申立人子の避難継続の合理性が認められ、平成２４年３月までの申立人子の日常生活阻害慰謝料月額１０万円、家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料増額分月額３万円及び家族間面会交通費の賠償が認められたほか、自宅周辺の除染状況等を考慮して平成２７年３月までの生活費増加費用（自家消費野菜）の賠償が認められた事例。
2052	原発事故当時、福島県外に住居があったが、里帰り出産のため地方自治体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）の実家に申立人子（原発事故当時１歳）を連れて滞在していた申立人母について、日常生活阻害慰謝料合計２２万円（平成２３年３月及び４月分）の賠償が認められたほか、日常生活阻害慰謝料の増額分として、乳幼児の世話を恒常的に行っていたことにより合計６万円（平成２３年３月及び４月分）、原発事故当時に妊娠中であったことにより３０万円（一時金）の賠償が認められるなどした事例。

2053	帰還困難区域（大熊町）に居住していた申立人について、申立人が所有する自宅周辺の立木の財物損害として、立木の種類や所在地を踏まえ統計資料を基に材積や単価を認定するなどして、直接請求手続を上回る損害額の賠償が認められるとともに、墓地の移転に係る費用（墓地使用料、墓石代等。ただし、直接請求手続における既払金を控除。）、家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（別離期間につき月額３万円として算定。）の賠償が認められた事例。
2054	原発事故時は自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していたが平成２３年３月１２日に避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）の実家に戻ったところ、原発事故により両親らとともに同年４月上旬まで避難生活を余儀なくされた申立人（原発事故時２０歳）について、避難指示解除準備区域から避難し、体育館における避難生活を強いられたことや、避難生活の期間等を考慮し、日常生活阻害慰謝料合計２４万円（同年３月及び４月分）及び過酷避難慰謝料１５万円（中間指針第五次追補の定める目安額３０万円の半額）が賠償され、また、実家に置いていた家財道具の財物損害が賠償されたほか、避難生活が終了した後は自主的避難等対象区域で生活していることを考慮して、中間指針第五次追補の定める自主的避難等に係る損害の目安額２０万円（ただし、既払金は控除。）が賠償された事例。
2055	原発事故当時、住民票上の住所は須賀川市であったが、平日は緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、週末にのみ須賀川市で暮らしていた申立人について、生活の本拠地が南相馬市原町区にあったと認めて、平成２４年８月から平成２７年３月まで月額５万円（上記のような生活状況等を考慮して中間指針等の定める目安額の５割として算定。）の日常生活阻害慰謝料のほか、生活基盤変容慰謝料として中間指針第五次追補の定める緊急時避難準備区域の目安額５０万円、及び自主的避難等に係る損害として同追補の定める目安額２０万円から既払金１２万円を控除した８万円が賠償された事例。
2056	原発事故当時地方公共団体が一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住しており、自主的避難等対象区域に避難した申立人ら（父母及び子供２名）のうちの父母に係る自主的避難等に係る損害について、直接請求手続における母に対する既払額を１２万円とする東京電力の主張を排斥し、中間指針第五次追補の目安額２０万円から既払金４万円（平成２４年１２月５日付け東京電力プレスリリースに基づく賠償である追加的費用等）を控除した額の賠償がそれぞれ認められた事例。
2057	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人父母及び子２名（原発事故当時４歳の長男及び２歳の二男）について、原発事故直後、申立人母及び子２名が福島県外に避難したものの、申立人長男が幼稚園でいじめに遭うなどしたため、平成２３年８月に会津若松市へ転居したこと、申立人父が申立人母らと同居するため、勤務先に申し入れて平成２４年３月に会津若松市に転勤したばかりであったこと、申立人父及び二男が障害を有していたことなどから、同年９月以降も避難継続の合理性があったとして、同月から平成２６年９月まで各自月額１０万円の日常生活阻害慰謝料の賠償が認められたほか、日常生活阻害慰謝料について、申立人父及び二男の障害を考慮して月額合計４万円の増額、申立人母が乳幼児である申立人長男及び二男の世話を恒常的に行ったことを考慮して月額合計１万円ないし４万円の増額、家族別離が生じたことを考慮して月額合計６万円の増額並びに申立人長男が避難先の幼稚園でいじめに遭うなどしたことを考慮して１０万円（一時金）の増額が認められるなどした事例。

2058	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人について、所有する畑で野菜を栽培し自家消費していたものの、原発事故により作付けができなくなり、平成２８年末に行政による農地除染がなされるまでその状態が継続したこと及び除染後も直ちに原発事故前と同等に栽培ができるわけではないことを考慮して、平成２７年及び平成２８年につき年額８万４０００円、平成２９年についてはその８割である年額６万７２００円の生活費増加費用（原発事故の影響により自家消費野菜の栽培ができなくなったことにより増加した野菜購入費用）の賠償が認められた事例（平成２６年分までは支払済み）。
2059	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、他自治体に避難した被相続人（申立人が相続）について、かかりつけ医院が原発事故により休院したため同医院での受診ができず、再開した同医院を平成２４年３月に受診したことを契機に進行性の病気が見つかり、同年６月に死亡したなどの事情を踏まえ、原発事故の影響割合を１割として死亡慰謝料２００万円、葬儀費用及び逸失利益の賠償が認められたほか、病気発覚後の期間につき重度の持病を理由とする日常生活阻害慰謝料増額分月額３万円の賠償が認められた事例。
2060	原発事故当時大学生で福島県外に居住していたものの、長期休暇には帰還困難区域（富岡町）の実家に帰省するなどしていた申立人子について、原発事故前の生活状況、大学卒業後の進路（福島県内に戻り就職したこと）等を考慮し、将来的に実家に戻る蓋然性があったと認めて、生活基盤喪失による精神的損害として、２１０万円（中間指針第五次追補の定める目安額７００万円の３割）の賠償が認められるなどした事例。
2061	緊急時避難準備区域（南相馬市鹿島区）に居住していた被相続人（申立人が相続）について、居住期間が６０年以上であったこと、地域社会等との関わり合い、原発事故時に入院していた地元の病院から遠方の病院への転院を余儀なくされ帰還できずに逝去したこと等を考慮して、生活基盤変容による精神的損害及びその増額として、合計７０万円（中間指針第五次追補の定める目安額５０万円を２０万円増額）の賠償が認められるなどした事例。
2062	原発事故時は緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の実家に居住し、平成２３年４月から県外の大学に進学した申立人について、日常生活阻害慰謝料として、進学開始以降の期間に関しては原発事故がなければ一定程度実家への帰省が見込まれたことを考慮して割合的（２割５分）に認定した額（平成２３年３月から平成２４年８月まで合計６２万円）の賠償が認められたほか、生活基盤変容慰謝料として中間指針第五次追補の定める目安額５０万円の賠償が認められた（ただし、既払金は控除。）事例。
2063	原発事故当時、居住制限区域（飯舘村）に居住していた申立人ら及び被相続人（亡祖父。申立人らのうち４名が法定相続分の限度で相続。）のうち、申立人父について、原発事故後、避難先が見つからず、平成２３年４月の計画的避難区域の指定から更に２か月程度にわたり同村に滞在を強いられたこと、原発事故前よりも長い時間にわたって屋外活動を強いられたこと等を考慮して、中間指針第五次追補第２の３に基づく健康不安に基礎を置く精神的損害（目安額３０万円）の増額分として２０万円の賠償が認められるとともに、申立人祖母及び被相続人について、申立人父と同様に計画的避難区域の指定から更に２か月程度にわたり同村に滞在を強いられたこと等を考慮して、中間指針第五次追補第２の３に基づく健康不安に基礎を置く精神的損害（目安額３０万円）の増額分として各１０万円の賠償が認められるなどした事例。

2064	帰還困難区域（大熊町）から避難した被相続人（申立人らのうち３名が相続）について、原発事故当時の居住期間が８０年を超えていたこと、地域社会との関わり合い等の事情を考慮し、生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額７００万円）の増額分として３０万円の賠償が認められるなどした事例。
2065	居住制限区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人ら（祖母、父母、長女、二女及び長男）及び亡祖父（父が相続）について、生活基盤変容による精神的損害として各２５０万円（中間指針第五次追補に定める目安額）の賠償がそれぞれ認められるとともに、その増額分として、亡祖父及び祖母につき、いずれも居住期間が約８０年であったこと、農業に従事していたこと、地域社会等との関わり合い等を考慮して各５０万円の賠償が、父につき、居住期間が約５５年であったこと、農業に従事しており、同区の自宅に帰還後に農業を再開するも農業の再開にあたって多くの苦労があったこと、地域社会との関わり合い等を考慮して３０万円の賠償がそれぞれ認められるなどした事例。
2066	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた被相続人（申立人らが相続）について、南相馬市原町区で生まれ育ち、原発事故当時の居住期間が９０年を超えていたこと、地域社会等との関わり合い、自宅に帰還することなく逝去したこと等を考慮して、生活基盤変容による精神的損害及びその増額分として、合計７０万円（中間指針第五次追補の定める目安額５０万円を２０万円増額）の賠償が認められるなどした事例。
2067	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人父、被相続人母（申立人らのうち４名が相続）及び申立人長男夫妻について、生活基盤変容慰謝料各５０万円（中間指針第五次追補の定める目安額）の賠償が認められるなどしたほか、申立人父が、南相馬市原町区で生まれ育ち、原発事故当時の居住期間が７５年を超えていたこと、農業に従事し、行政区の長を務め、地元の消防団員として３０年以上活動する（うち４年は団長を務める）などしたこと、被相続人母が、申立人父との結婚を機に南相馬市原町区に転居し、原発事故当時の居住期間が５５年を超えていたこと、申立人父と共に農業に従事し、地域の会合に積極的に参加して地域社会や住民らと交流していたことなどを考慮し、申立人父及び被相続人母について、生活基盤変容慰謝料の増額分合計３０万円の賠償が認められた事例。
2068	原発事故当時、居住制限区域（浪江町）の自宅兼店舗に居住し建設業を営んでいた申立人が、平成２０年頃、自宅兼店舗から１キロメートルほど離れた同区域内の所有地に仕事仲間の職人と共に建築した作業小屋（未登記、非課税）の財物損害について、作業小屋の写真等の資料に加え、建築にかかった日数や上記職人に支払った作業日当等に関する申立人の陳述内容を考慮して、５０万円の賠償が認められた事例。
2069	居住制限区域（富岡町）に居住していた申立人妻について、日常生活阻害慰謝料の増額分として、１．原発事故時、申立人長男の切迫早産のため、いわき市の病院に入院していたが、原発事故の影響により退院を余儀なくされ、自家用車で東京都に避難せざるを得なかったこと等を考慮して４０万円（中間指針第五次追補の目安額３０万円から１０万円増額）、２．申立人二男を妊娠中であったことを考慮して３０万円（同目安額）、３．乳幼児の世話を恒常的に行ったことを考慮して合計２７９万円（平成２３年３月から平成３０年３月まで）の賠償が認められるなどした事例。

2070	避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人について、約２００年続いていた妻の実家（同区所在）を存続させるため、継続的に資金援助をした後、申立人の自宅（福島県外所在）を処分した上で妻の実家を購入し、南相馬市小高区に移り住んだこと、原発事故当時の居住期間が４０年を超えていたことなどを考慮し、生活基盤変容慰謝料合計３００万円（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円及びその増額分５０万円）の賠償が認められるなどした事例。
2071	避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人父、地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人母及び原発事故後に婚姻した同人らの間に出生した申立人子ら（長男、長女及び二女）のうち、１．申立人父について、平成２６年７月から平成３０年３月までの日常生活阻害慰謝料の増額分として、いずれも乳幼児であり、障害者認定を受けているのと同等の状態にあることが確認できる申立人長男及び長女の世話をしたことを考慮して月額３万円ないし７万円の賠償が認められ、２．申立人長男について、生活基盤変容に準じる精神的損害に加えて、平成２６年７月から平成３０年３月までの日常生活阻害慰謝料及びその増額分として、上記の特性を有していることを考慮して月額１３万円の賠償が認められ、３．申立人長女について、生活基盤変容に準じる精神的損害に加えて、平成２８年７月から平成３０年３月までの日常生活阻害慰謝料及びその増額分として、上記の特性を有していることを考慮して月額１３万円の賠償が認められた事例。
2072	避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人ら（夫、妻及び妻の母並びに原発事故後に出生した長女及び長男）に関し、１．申立人夫、妻、妻の母及び長女について、過酷避難慰謝料として、中間指針第五次追補の定める目安額３０万円の賠償を認めたほか、申立人夫、妻及び長女について、原発事故当時出産のため入院していた申立人妻が、帝王切開により申立人長女を出産したところ、術後の処置を十分に受けることもできないまま避難を余儀なくされ、申立人夫及び出生後間もない申立人長女とともに複数箇所にわたって避難したこと等を考慮して、過酷避難慰謝料の増額分として、申立人妻及び長女に各３０万円、申立人夫に１５万円の賠償を認め、２．申立人妻について、妊娠中を理由とする日常生活阻害慰謝料増額分（申立人子らにつき各３０万円）、乳幼児の世話を理由とする日常生活阻害慰謝料増額分（平成２３年３月から同年７月までは避難先の状況等を考慮して月額５万円、同年８月から平成３０年３月までは同目安額に基づく金額）の賠償を認め、３．申立人妻及び妻の母について、家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料増額分として、別離期間につき各月額３万円の賠償を認め、４．申立人夫、妻及び妻の母について、生活基盤変容慰謝料各２５０万円（同目安額）の賠償を認め、５．申立人子らについて、生活基盤変容慰謝料に準じる精神的損害として、出生から平成２９年３月まで月額３万円の賠償を認めたほか、原発事故にごく近接した時期に出生した申立人長女について精神的損害（一時金）の賠償を認める（上記生活基盤変容慰謝料に準じる精神的損害との合計額２５６万円）などした事例。

2073	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた被相続人父（被相続人母及び申立人らのうち２名が相続）及び被相続人母（申立人らのうち２名が相続）について、被相続人父の南相馬市原町区における居住期間が約６０年にわたっていたこと、地域社会との関わり合い、原発事故時に入院していた病院から遠方の病院への転院及び介護施設への入所を余儀なくされ自宅に帰還できずに逝去したこと等を考慮して、被相続人父の生活基盤変容による精神的損害及びその増額分として合計７０万円（中間指針第五次追補の定める目安額５０万円を２０万円増額）の賠償が認められ、被相続人父が避難区域所在の病院から避難したことを考慮して、被相続人父の過酷避難状況による精神的損害として３０万円（中間指針第五次追補の定める目安額）の賠償が認められ、被相続人母の南相馬市原町区における居住期間が約７０年にわたっていたこと、教員時代の教え子との交流等による地域社会との関わり合い等を考慮して、被相続人母の生活基盤変容による精神的損害及びその増額分として合計７０万円（中間指針第五次追補の定める目安額５０万円を２０万円増額）の賠償が認められるなどした事例。
2074	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた被相続人（申立人が相続）について、原発事故前に足を骨折し、避難先の病院でリハビリを続けたものの歩行困難な状態であったこと、自宅周辺の医療インフラが十分に回復していなかったこと等を考慮して、避難継続の必要性を認め、平成２７年３月までの日常生活阻害慰謝料や平成２８年３月までの入院雑費等の賠償が認められたほか、原発事故当時の年齢（８０歳代）、居住期間（約６５年）、体調、自宅に戻ることができないまま逝去したこと等も考慮して、生活基盤変容による精神的損害及びその増額分として、合計７０万円（中間指針第五次追補の定める目安額５０万円を２０万円増額）の賠償が認められるなどした事例。
2075	避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人について、原発事故当時の居住期間が８０年を超えていたこと、当該地域で生まれ育ち、友人・知人とのつながりや趣味・ボランティアの活動範囲も当該地域を中心としたものであったこと、原発事故後は友人・知人の多くが避難先で亡くなるなどして当該地域に帰還しなかったことなどを考慮して、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）の増額分として１００万円の賠償が認められた事例。
2076	避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人について、高齢者や出産直後の子を含む多人数の親族を伴って各所への避難を余儀なくされたこと等を考慮して、過酷避難状況による精神的損害として、中間指針第五次追補の定める目安額３０万円から１０万円を増額した４０万円の賠償が認められるなどした事例。
2077	原発事故後、原発事故前に帰還困難区域（双葉町）内の実家から緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内の自宅に転居していた旨の住民票上の住所の移転手続を行ったものの、原発事故当時はまだ実家で生活していたとして、実家住所地を基準とする賠償を求めた申立人について、原発事故前の生活状況や原発事故後に上記手続を行った経緯等に関する申立人の説明内容等を踏まえ、原発事故当時は実家で生活しており、生活の本拠は実家住所地にあったと認め、実家住所地を基準とする過酷避難慰謝料３０万円（中間指針第五次追補の定める目安額）及び生活基盤喪失慰謝料７００万円（同目安額）の賠償が認められた事例。

2078	帰還困難区域（浪江町）から川俣町に避難した家族（申立人父及び長男ら）について、申立人父が、通勤に利用している道路が冬季は雪の影響で封鎖されるなどして避難先から南相馬市の勤務先までの通勤が困難であったため、平成２４年２月、単身で同市の仮設住宅に転居したこと、申立人父が、平成３０年８月下旬、同市の仮設住宅から同市の復興住宅に転居し、同年９月分から復興住宅の賃料を支払うようになったが、復興住宅に転居した当時、勤務先を定年退職となるまで残り数年であり、再就職も難しかったため、同市にとどまらざるを得なかったこと等を考慮し、避難費用として、同月分から令和３年１月（申立人父が勤務先を退職するとともに復興住宅を退去し、家族との同居を再開した月）分までの復興住宅の賃料及び平成３０年４月から令和３年１月までの家族間交通費（ただし、いずれも原発事故による影響割合を３割として算定した額）の賠償を認めたほか、住居確保損害として、平成３０年４月分から令和５年６月分までの避難先の賃料等（ただし、福島県から支給された助成金を控除した額）の賠償を認めるなどした事例。
2079	関東地方の大学に進学して同地方に居住していた申立人（原発事故当時１９歳）について、大学に進学するまでの約１８年間、居住制限区域（富岡町）内の実家で生活していたこと、原発事故前には週末や長期休暇の際に実家に戻っていたこと等を考慮して、生活基盤変容による精神的損害として、中間指針第五次追補の定める居住制限区域についての目安額２５０万円の４割に当たる１００万円の賠償が認められた事例。
2080	①県南地域（白河市）に居住していた申立人ら（申立人祖父、父母及び長女）について、野菜栽培のための畑（白河市所在）周辺の放射線量等を考慮して、平成２４年１月から平成２５年５月までの生活費増加費用（原発事故の影響により自家消費野菜の栽培ができなくなったことにより増加した野菜購入費用）の賠償が認められ（平成２３年中の損害は直接請求で賠償済み。）、②稲作用の水田（白河市所在）において、原発事故以降放射性物質の吸収を抑制するために行ってきた塩化カリウム散布に代わるものとして令和３年３月頃に行った土の入替えに要した費用を支出した申立人父について、入替工事実施の合理性の程度を考慮して上記費用の５割の限度で賠償が認められ、③平成２３年４月からの就職に備え、同年２月中に転出届を提出していたため、原発事故時の住民票上の住所が福島県外にあった申立人長女について、申立人ら提出に係る資料等に基づき、同年３月末まで白河市の住居に滞在していたことを認め、東京電力プレスリリース（令和５年１月３１日付け）に基づく自主的避難等に係る損害１０万円の賠償が認められた事例。
2081	帰還困難区域（浪江町）に居住していた被相続人（申立人らのうち１名が相続）について、当該地域で育ち、原発事故当時の居住期間が約７０年にわたっていたこと、林業を生業とし、長年にわたって地域に根ざした事業を営んでいたこと等を考慮して、生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額７００万円）の増額分として１００万円の賠償が認められるなどした事例。

2082	帰還困難区域（双葉町）に居住していた被相続人父（申立人母が相続）について、居住期間が７０年以上であること、代々続く地域に根ざした商店を営んでいたほか、数十年にわたって社会福祉活動に積極的に取り組み、非常勤の公務員の職も長年務める等、地域の中心的人物として多大な貢献を果たし、地域社会等との関わり合いが非常に強かったこと等を考慮して、生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額７００万円）の増額分として１４０万円の賠償が認められ、また、申立人長男が所有する帰還困難区域（双葉町）所在の土地のうち、原発事故当時の地目が登記簿上も課税台帳上も雑種地である土地２筆について、整地済みであったこと等を考慮して価値を算定し、原発事故当時の地目が登記簿上も課税台帳上も畑である土地１筆について、原発事故後に宅地見込地であることを前提とした金額で売買されていたこと等を考慮して価値を算定し、それぞれ東京電力が認容した額を上回る額の財物損害の賠償が認められた（なお、東京電力の賠償金の支払にかかわらず財物の所有権は移転しない旨も合意された。）事例。
2083	帰還困難区域（双葉町）内の自宅に居住していたが、平成１９年から、身体障害等級１級の状態で居住制限区域（富岡町）内の病院に入院していた原発事故当時８０歳代の被相続人（申立人が相続）について、原発事故後に自衛隊のヘリコプターで体育館への避難を余儀なくされて上記障害等が悪化し、肺炎を繰り返し発症して平成２３年１２月に死亡したなどの事情を踏まえ、原発事故の影響割合を５割とした死亡慰謝料１０００万円（近親者慰謝料を含む。ただし、既払金は控除。）、過酷避難慰謝料６０万円（中間指針第五次追補の定める目安額３０万円から３０万円を増額。）及び日常生活阻害慰謝料の増額分月額６万円（ただし、既払金は控除。）等の賠償が認められたほか、自宅での居住期間が５０年以上にわたっていたこと、農業を営んでいたほか、双葉町の学校に通う学生の世話をしていたなど、地域社会との関わり合いもあったことを考慮して、自宅住所地を基準とする生活基盤喪失慰謝料７００万円（中間指針第五次追補の定める目安額）の賠償が認められるとともに、同慰謝料の増額分５０万円の賠償が認められた事例。
2084	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた被相続人父（被相続人母、申立人及び申立外２名が相続）について、先祖代々続く実家で生まれ育ち、原発事故当時の居住期間が８０年以上にわたっていたこと、行政区長や漁業組合の役員を務めるなど、地域社会との強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害を７０万円（中間指針第五次追補の定める目安額５０万円から２０万円増額）と認め、また、被相続人父と同居していた被相続人母（申立人及び申立外２名が相続）について、南相馬市原町区で生まれ育ち、原発事故時の居住期間が８０年以上にわたっていたこと、被相続人父の両親が営んでいた農業に従事し、農業を通じて地域住民との交流を深めるなど、地域社会との強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害を７０万円（中間指針第五次追補の定める目安額５０万円から２０万円増額）と認め、被相続人父母の上記各損害につき申立人の法定相続分に応じた賠償が認められた事例。
2085	避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人夫婦について、重度又は中程度の持病があることによる日常生活阻害慰謝料の増額分として、月額各３万円の賠償が認められるとともに、申立人夫について、居住期間が６０年以上にわたっていたこと、自宅兼事務所で建築士事務所等を営み、２５年以上の間、浪江町を中心とした地元の顧客を獲得して業務を行っていたほか、種々の地域活動に参加していたなど、地域社会等との関わり合いが強かったことを考慮して、生活基盤変容による精神的損害として、中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円から５０万円増額した３００万円の賠償が認められた事例。

2086	避難指示解除準備区域（富岡町）に居住していた申立人ら（父子）の生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）の増額分として、申立人父（原発事故当時７０歳代後半）について、富岡町で生まれ育ち、単身赴任中も富岡町の自宅に帰宅するなど、生活の本拠は原発事故時まで継続して富岡町にあったと認められること、定年退職後は農業に従事し、近所で農作物を分け合うなどしていたこと等を考慮して、５０万円の賠償が認められ、申立人子（原発事故当時５０歳代）について、富岡町で生まれ育ち、原発事故当時の居住期間が通算して４０年以上にわたっていたこと、消防団に所属し、農業用機械の修理等の仕事を幅広くこなすなど地域中心の生活をしていたこと等を考慮して、２５万円の賠償が認められた事例。
2087	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の自宅に居住していたものの、ペットを自主的避難等対象区域（相馬市）の親族宅に預けて福島県外に避難した申立人妻について、上記避難後も１年以上にわたって定期的に上記自宅及び親族宅への一時立入り（１か月に二、三回立ち入るとともに、上記自宅に１回二、三泊程度滞在した。）を続けていたこと等を考慮して、中間指針第五次追補の定める自主的避難等に係る損害（２０万円）の賠償が認められるなどした事例。
2088	自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していた申立人夫婦について、原発事故後福島県外に避難していた申立人妻が平成２３年７月に一旦事故時住所に帰還した後、同年１０月に再度夫婦で福島県外の別の避難先に避難したところ、当該時期に再度避難を開始することに合理性を認め、再度の避難に要した費用、平成２３年１１月から平成２４年３月までの避難費用及び生活費増加費用、令和３年４月頃に再度郡山市に帰還した際に要した費用並びに中間指針第五次追補に基づく精神的損害等の賠償が認められた事例。
2089	避難指示解除準備区域（浪江町）内の自宅を離れて海外で単身赴任をしていた申立人（原発事故当時６０歳）について、浪江町で生まれ育ち、長年にわたって妻子と共に自宅に居住していたこと、原発事故当時は海外で生活していたものの、平成２２年７月から５年間の予定で単身赴任をしていたにすぎず、平成２４年３月には避難生活を送っている妻子のために会社を退職して日本に帰国し、避難生活を経て現在は自宅に居住していること等を考慮し、自宅の所在地を基準とする生活基盤変容慰謝料２５０万円（中間指針第五次追補の定める目安額）の賠償を認めた事例。
2090	関東地方の大学に進学して同地方に居住していた申立人二男（原発事故当時２３歳）について、大学に進学する以前の約１９年間、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内の実家に居住し、大学進学後も長期休暇等の際は実家に帰省していたこと、平成２４年３月に大学を卒業した後、関東地方で就職したが、平成２５年１２月に転職して実家に戻り、約９年間、実家に居住していたこと等を考慮し、実家の所在地を基準とする生活基盤変容慰謝料５０万円（中間指針第五次追補の定める目安額）の賠償を認めるとともに、平成２３年３月から平成２４年３月まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料の賠償を認めた事例。
2091	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人（原発事故当時６８歳）について、居住期間が約４５年にわたっていたことのほか、同区において仕事をしていたこと、隣組に加入して地域住民との交流があり、同区に友人がいたこと等の地域社会等との関わり合いを考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額５０万円）の増額分１０万円の賠償等が認められた事例。

2092	宮城県において海産物の卸売業を営む申立人について、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出に伴い、取引先に香港への輸出用として販売する予定だった宮城県産ホタテの販売ができなくなったことにより生じた逸失利益（令和５年８月分から同年１０月分まで。ＡＬＰＳ処理水放出前の当該取引先への販売状況及びＡＬＰＳ処理水放出後の販売の蓋然性を考慮して、原発事故の影響割合を７割５分として算定し、直接請求手続での既払金を控除。）の賠償が認められた事例。
2093	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人について、原発事故当時の居住期間が６０年以上にわたっていたこと、農林業を営んでいたほか、地域の各種団体の会長を務めるなど、地域社会との強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額５０万円）の増額分として２０万円の賠償が認められるとともに、営んでいた養蜂業の棚卸資産（蜂蜜）に関する損害として２０万円の賠償が認められた事例。
2094	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人母について、原発事故当時の居住期間が８０年以上にわたっていたこと、亡父（申立人母の夫）の営んでいた農林業を手伝っていたほか、地域の婦人会の会長を務めるなど、地域社会との強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額５０万円）の増額分として３０万円の賠償が認められ、申立人母と同居していた申立人妻について、原発事故当時の居住期間が４０年程度にわたっていたこと、申立人夫の営んでいた農林業を手伝っていたほか、ＰＴＡや地域の婦人会等の活動を通じて地域住民と交流していたなど、地域社会と相当程度の関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額５０万円）の増額分として１０万円の賠償が認められるなどした事例。
2095	徳島県において、水産物の冷蔵・冷凍保管業を中心としつつ、国内産冷凍魚を中国へ輸出するなどの加工水産物販売業等も営む申立会社による請求（令和５年８月２４日に開始されたＡＬＰＳ処理水の海洋放出に伴う中国政府の日本産水産物輸入停止措置によって国内産冷凍魚を中国へ輸出することができなかったため、損害が発生したとしてその賠償を求めるもの。）について、申立会社全体では減収が生じておらず損害が発生していないとの東京電力の主張を排斥し、申立会社のうち国内産冷凍魚を中国へ輸出する部門における令和５年８月から同年１０月までの逸失利益（原発事故の影響割合は１０割として算定。）の賠償を認めた事例。
2096	長女の家族（長女、長女の夫、孫（原発事故当時５歳））らと共に緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人について、避難先で孫の世話をしていたことから、乳幼児の世話を行っていたことを理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分合計２１万円（平成２３年３月から平成２４年３月分まで。平成２３年３月分は３万円、同年４月から平成２４年３月分までは負担の程度を考慮して月額１万５０００円。）の賠償を認めるなどした事例。

2097	避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）所在の病院に入院していた亡母（申立人ら及び申立外１名が相続。）について、要介護状態で避難したことを考慮して、平成２３年３月から亡母が死亡した平成２９年８月まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料の増額分（ただし、直接請求手続における既払金を控除した額。）の賠償が認められたほか、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人二女について、持病を抱えていたことを考慮して、避難先から自宅に戻った後である平成２３年８月から平成２４年８月まで月額２万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められた事例。
2098	会津地方でしいたけの植菌及び栽培事業を営む申立会社の令和６年１月から同年３月までの間に購入した原木に係る営業損害（追加的費用）について、原発事故後の原木の価格高騰の状況、経過年数、原発事故当時の事業計画等を考慮して、原発事故前の原木の単価と上記購入した原木の単価の差額に上記購入した原木の本数を乗じ、更に原発事故の影響割合として３割を乗じて算定した額の賠償が認められた事例。
2099	原発事故当時空き家であった居住制限区域（飯舘村）内の申立人父の実家について、①申立外祖母が、平成２０年に亡くなるまで実家に居住していたこと、②双葉町の自宅に居住していた申立人父母が、祖母の死亡後も実家に立ち寄って管理をしていたこと、③平成３０年に実施された実家の解体工事の記録に、室内に家電等が残置されている旨の記載があること等を考慮し、実家に残置されていた家財（家電等）の財物損害として、申立人らに対する４０万円の賠償が認められた事例。
2100	自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人ら家族（父母及び子３名）について、①仕事のため自宅に残った申立人父と原発事故直後に避難を開始した申立人母子との間で家族別離が生じ、申立人母が、自宅に戻るまでの約３か月間、未就学の子３名を連れて苦労の多い避難生活を送らざるを得なかったこと、申立人母子が避難開始当初に数日間滞在した申立人父の実家が、後に計画的避難区域の設定を受けた地域に所在していたため、相当量線量の放射線被曝による健康不安が生じたこと等を考慮して、申立人母及び申立人子３名に対し、一時金として、それぞれ１０万円の精神的損害の賠償が認められるとともに、②原発事故前は上記実家の両親が実家周辺で栽培した米を譲り受けていたものの、原発事故後は両親の避難等によりそれが叶わず、米の購入を余儀なくされたことを考慮して、申立人らに対し、平成２３年３月から平成３０年３月まで月額３０００円の生活費増加費用（自家消費米）の賠償が認められるなどした事例。
2101	帰還困難区域（大熊町）に居住して兼業農家を営んでいた申立人夫らについて、平成２３年３月から令和元年１２月までの自家消費米・野菜の購入費用に係る農業損害（ただし、既払金を控除。）の賠償を認めるとともに、高額家財の財物損害に関し、その使用状況等も踏まえて算定した実質的耐用年数（着物及びテーブル等は５０年、ピアノは４０年）を用いて算出した金額（ただし、既払金を控除。）による賠償を認めるなどした事例。
2102	居住制限区域（富岡町）から避難した申立人らのうち、原発事故当時７０歳代後半の専業主婦であった申立人母について、富岡町に６０年近くにわたって居住しており、それ以前も富岡町に隣接する地域（楢葉町）に居住していたこと、親族や友人が富岡町や楢葉町に集中していたが、原発事故によって離散したこと等を考慮して、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）の増額分として、３０万円の賠償が認められるなどした事例。

2103	避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した原発事故当時７５歳の亡父（令和４年死亡。申立人らが相続）について、浪江町に約５０年間居住していたこと、勤務先の会社を退職した後は、畑仕事をしたり、地域の仲間とゲートボールや歌等の趣味を楽しんだりするなど、地域社会と一定の関わり合いを持っていたこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）の増額分として３０万円の賠償が認められるとともに、亡父と同居していた原発事故当時７０歳の申立人母について、浪江町に約５０年間居住していたこと、原発事故が起きるまで浪江町の自宅で理容店を営んでいたほか、亡父の畑仕事を手伝ったりするなど、地域社会と一定の関わり合いを持っていたこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）の増額分として３０万円の賠償が認められるなどした事例。
2104	帰還困難区域（双葉町）に居住していた被相続人について、先祖代々続く農家の実家で生まれ育ち、原発事故当時の居住期間が８０年以上にわたっていたこと、農業を営み、地域の農業の中心的役割を担うなど地域社会との強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額７００万円）の増額分として１２０万円の賠償が認められる（申立人が相続）などした事例。
2105	自主的避難等対象区域（玉川村、石川町）で飲食店を営む申立会社の営業損害について、東京電力の平成２７年６月１７日付けプレスリリースに基づく同年８月分以降の営業損害として、直接請求手続による既払金（年間逸失利益の２倍相当額）を超える損害の賠償が認められた事例。
2106	地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人ら（母及び原発事故時未就学の子２名）について、平成２３年３月に亡父と共に福島県外に避難し、同年５月に亡父のみ仕事のため同区域に戻ったが、申立人らは平成２４年秋まで避難生活を継続したという経過を考慮して、①申立人子らに対し、家族別離を理由とする平成２３年５月から同年９月までの日常生活阻害慰謝料の増額分（各自月額３万円）の賠償を認めるとともに、②申立人母に対し、同年５月から平成２４年８月までの家族間交通費の賠償を認めるなどした事例。
2107	自主的避難等対象区域（いわき市）から福島県外に避難した申立人母子について、原発事故時０歳であった申立人子を連れての避難であり、避難先において苦労が多かったことを考慮して、申立人母に対し、精神的損害の増額分として５万円の賠償を認めるとともに、申立人らに対し、平成２４年１１月に帰還した際の費用（移動交通費及び引越しに係る交通費）の賠償を認めた事例。
2108	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人長男（原発事故当時６１歳）について、原発事故が原因で精神科に通院するようになった亡母（平成２５年９月死亡）を介護するため平成２４年９月に勤務先を退職せざるを得なかったことなどから、同年１０月分から平成２７年３月分までの就労不能損害として３１９万０２００円の賠償が認められるなどした事例。
2109	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から福島県外に避難した申立人夫婦について、平成２３年４月２２日に緊急時避難準備区域が指定された後も避難先から同区域内にある勤務先に通勤していたことなどから、自主的避難等に係る損害として各２０万円の賠償が認められた事例。

2110	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人らについて、原発事故の影響により自宅近くの田畑で栽培していた野菜や米の自家消費ができなくなり、これに代わる購入費用の支出を余儀なくされたと認め、平成２３年３月から平成２８年３月までの生活費増加費用として、原発事故の影響割合を考慮して算定された自家消費野菜・米購入費の賠償が認められるなどした事例。
2111	避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人ら（母及び成人の子）について、申立人子が、特別な支援を要する勤務先施設の入所者ら（百名超）を避難させるため、入所者らを伴って関東地方所在の施設を含む避難先を転々とするなど、過酷な避難状況にあったことを考慮して、申立人子に過酷避難状況による精神的損害３０万円（直接請求手続において賠償済み）とは別に精神的損害（一時金）３０万円の賠償が認められたほか、申立人らに家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料増額分として別離期間中月額３万円の賠償が認められた事例。
2112	避難指示解除準備区域（楢葉町）に居住していた申立人ら（父母及び原発事故当時胎児であった１名を含む子４名）について、申立人らによる精神的損害の賠償の請求は、東京電力から申立人らに対して支払われた既払金額を超える精神的損害は認められないとして申立人らの東京電力に対する請求をいずれも棄却した確定判決（中間指針第五次追補の策定前に口頭弁論が終結したもの。）と矛盾・抵触するから、東京電力令和５年３月２７日付けプレスリリースに基づいて東京電力が算定した金額を超える賠償金の支払には応じられない旨の東京電力の主張を排斥し、申立人母に対し、妊娠中であることを理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（３０万円）、乳幼児の世話を恒常的に行ったことを理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（平成２３年３月から平成２９年３月まで合計２６９万円）の賠償を認めるとともに、申立人らに対し、家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（平成２３年３月から同年５月まで各自９万円）の賠償を認めるなどした事例。
2113	自主的避難等対象区域外である宮城県伊具郡丸森町筆甫地区に居住していた申立人らについて、居住地の福島第一原子力発電所との位置関係、避難指示等対象区域との近接性、放射線量に関する情報、原発事故後の申立人らの生活状況等を踏まえ、中間指針第五次追補で定められた自主的避難等対象区域の住民に対する賠償と同水準の賠償（大人１人当たり２０万円、子供１人当たり４０万円）が認められるなどした事例。
2114	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から申立人夫及び子２名（うち１名は原発事故後に出生）と共に避難した申立人妻について、妊娠中であったにもかかわらず、原発事故後約１か月間は体育館での避難生活を余儀なくされ、一時は体調が悪化するなど、苦労の多い避難生活を送ったことを考慮し、日常生活阻害慰謝料の増額分として、平成２３年３月から同年９月まで妊娠中であったことを理由とする一時金５０万円（中間指針第五次追補の定める目安額３０万円から２０万円増額）の賠償が認められるなどした事例。
2115	自主的避難等対象区域（古殿町）から平成２４年１１月頃に避難した申立人ら（父母及び子２名）について、申立人らの自宅周辺の山林において一定の空間放射線量が測定されていたにもかかわらず、同月時点で未だその除染がされていなかったこと、申立人子らがいずれも未就学児であったこと等の事情を考慮して、上記避難開始に合理性を認め、平成２４年１１月から平成２５年１２月までの避難費用（引越費用）、生活費増加費用（家財道具購入費用、二重生活に伴う生活費増加分）及び避難雑費の賠償が認められるなどした事例。

2116	特定避難勧奨地点の設定を受けた川内村所在の申立人夫所有の土地建物について、特定避難勧奨地点の設定期間等を踏まえて一定の価値減少を認め、財物損害が賠償された事例。
2117	避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人父について、原発事故時の住所地である実家で生まれ育ち、原発事故当時の居住期間が７０年以上にわたっていたこと、地域の祭典の役員を務めるなど、地域と強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）の増額分として８０万円の賠償が認められるとともに、申立人父と同居していた申立人母について、南相馬市小高区で生まれ育ち、原発事故当時の同区での居住期間が７０年以上にわたっていたこと、婚姻後は申立人父の実家の農業や地域の会合の手伝いをするなど、地域と相当程度の関わり合いがあったこと、原発事故後は友人・知人の多くが避難先で亡くなるなどして当該地域に帰還しなかったこと等を考慮し、生活基盤変容慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）の増額分として８０万円の賠償が認められるなどした事例。
2118	自宅が特定避難勧奨地点に指定された申立人ら（夫婦及び原発事故当時未成年の子２名）について、原発事故後、福島県外に避難し、平成２３年３月末頃に申立人ら夫婦の仕事の関係で自宅に戻り、未成年の子らも含め自宅にて生活していたが、同年１１月下旬に自宅が特定避難勧奨地点に指定されたため、同年１２月下旬に再び避難したという経過や、自宅周辺の放射線量が比較的高く、放射線被曝による健康不安を感じていたこと等を考慮し、相当量線量地域滞在者慰謝料（申立人夫婦につき各３０万円、申立人子らにつき各６０万円）及び精神的損害（一時金）（申立人夫婦につき各１０万円、申立人子らにつき各２０万円）の賠償が認められるなどした事例。
2119	東京都において日本産冷凍水産物の中国への輸出販売業等を営む申立会社（令和５年２月設立）のＡＬＰＳ処理水の海洋放出に伴う中国政府の日本産水産物輸入停止措置による営業損害について、①輸出売上の減少により生じた逸失利益（令和５年８月分から令和６年１０月分まで）として、前年同月の売上実績がない期間があるなどとして直接請求手続では賠償が認められなかったものの、会社設立後からＡＬＰＳ処理水放出までの輸出売上の実績及び申立人の事業態様等を考慮して設定した基準売上高によって算定した金額（ＡＬＰＳ処理水放出後の取引規模維持の蓋然性等を考慮して、原発事故の影響割合を８割として算定。）の賠償が認められたほか、②追加的費用として、輸出ができなかった水産物の保管料（令和６年８月分から同年１０月分まで。原発事故の影響割合を１０割として算定。）の賠償が認められるなどした事例。

2120	熊本県で原木乾燥しいたけの集荷販売等を取り扱う農業協同組合である申立人（以下「申立人組合」という。）及び申立人組合の組合員である申立人ら（以下「申立人組合員ら」という。）の風評被害による営業損害について、原発事故後の原木乾燥しいたけの価格下落の状況、集荷販売量の動向、買い控えの発生状況及び商品の特性等を考慮して、①申立人組合員らの申立人組合を通じた平成２４年７月から平成２６年６月までの出荷販売に関し、原発事故前の販売単価との差額に基づき算定した逸失利益（原発事故の影響割合を２割５分として算定。）及び②申立人組合が申立人組合員らの出荷販売額に応じて取得する平成２４年７月から平成２６年６月までの組合手数料に関し、原発事故前の販売単価との差額に基づき算定した逸失利益（原発事故後に熊本県において申立人組合での集荷販売の割合が増加したことを考慮し、原発事故の影響割合を１割として算定。）が認められ、さらに、③申立人組合による原木乾燥しいたけの放射性物質検査費用（平成２３年１２月分について請求額全額。）が認められるなどした事例。
2121	自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し同区域内の工場で勤務していた申立人について、原発事故の影響により当該工場が稼働を停止するなどしたため、平成２３年６月に勤務先を退職することを余儀なくされたとして、平成２４年６月から平成２８年２月までの就労不能損害（原発事故の影響割合について、平成２４年６月から平成２７年２月までは１０割、同年３月から平成２８年２月までは６割として算定。なお、平成２４年５月までは直接請求手続にて賠償済み。）が賠償された事例。
2122	帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人夫妻及び申立人妻の実母である被相続人（申立人らが相続）について、①平成２９年６月から平成３０年３月までの日常生活阻害慰謝料の増額分として、被相続人に対し、障害（身体障害等級１級）及び要介護を理由として月額１０万円の賠償を認めるとともに、申立人妻に対し、被相続人の介護を理由として月額６万円の賠償を認めたほか、②長年生活をしていた自宅から避難したことにより視力障害を有する被相続人の生活全般の介護が必要となったため、申立人妻の就労が困難になったという事情を勘案し、申立人妻に対し、直接請求手続での既払分以降の平成２８年３月から被相続人の施設入所後一定期間が経過した平成３０年１０月まで、生命身体的損害にかかる就労不能損害（原発事故の影響割合は７割から３割に漸減）の賠償を認めるなどした事例。
2123	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（母及び未成年の子３名）について、申立人らの居住していた地区（馬場地区）内に特定避難勧奨地点に設定された世帯が多数あったことから、これらの世帯と同様に、平成２４年９月から平成２７年３月までの日常生活阻害慰謝料（基礎分及び増額分）の賠償が認められるとともに、申立人子３名について、避難開始当初の数日間、計画的避難区域（飯舘村）に滞在（車中泊）したため、相当量線量の放射線被曝による健康不安が生じたこと等を考慮して、一時金として各自５万円の精神的損害の賠償が認められた事例。
2124	避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した被相続人祖母（申立人が相続）について、同区ないしその周辺での居住期間が約８０年にわたっていたこと、近所の住民と交流したり、種々の地域活動にも参加したりするなど、地域社会等との関わり合いが相当程度あったこと、自宅に帰還できずに逝去したこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）の増額分として７０万円の賠償が認められた事例。

2125	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた被相続人（申立人らが相続）について、居住期間が９０年を超えていたこと、地域内で仕事をしたり、近所の住民と交流したりするなど、地域社会等との関わり合いが相当程度あったこと等を考慮して、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額５０万円）の増額分として４０万円の賠償が認められるなどした事例。
2126	自主的避難等対象区域（いわき市）から県外に避難し、一時帰還したものの、再び県外に避難した申立人ら（母、未成年の長女、二女及び三女並びに長女の子２名（平成２４年及び平成２９年出生））について、二女及び三女の就学の状況や長女の子１名が出生したこと等を考慮して、平成２４年１月から平成２５年３月までの避難雑費の賠償が認められた事例。
2127	放射能から少しでも逃れるために自主的避難等対象区域（いわき市）から福島県外への短期間の自主的避難を繰り返し行った申立人ら（母及び子）について、平成２４年１月から平成２５年１２月までの避難交通費として合計３２万１０００円の賠償が認められた事例。
2128	避難指示解除準備区域（双葉町）に居住していた申立人について、①同町で生まれ育ち、原発事故当時の居住期間が７０年以上にわたっていたこと、長年地元で漁業や農業に従事しつつ、消防団員や神社の氏子として活動するなど、地域社会と強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額７００万円）の増額分として７０万円の賠償が認められたほか、②心臓の持病により身体障害等級１級の状態であった中で避難を余儀なくされたことに加え、一時別離した長男家族からの支援も得られなかったこと等を考慮した、障害を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（平成２３年３月から平成３０年３月まで月額３万円又は６万円。ただし、既払金は控除。）の賠償、③家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（長男家族との別離期間につき月額１万円）の賠償が認められた事例。
2129	原発事故当時、肺気腫等により２年以上にわたって避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）内の病院に入院していた被相続人（申立人らのうち６名が相続）について、原発事故後１週間のうちに２度転院して避難したこと等を考慮し、過酷避難状況による精神的損害３０万円（中間指針第五次追補の定める目安額）及びその増額分１５万円の賠償が認められるなどした事例。
2130	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内の特定避難勧奨地点が多数設定された地区（馬場地区）に居住していた亡祖父（申立人長男が相続）及び亡祖母（申立人らのうち３名及び申立外１名が相続）並びに申立人父母及び長男の日常生活阻害慰謝料（直接請求手続等により平成２３年３月から平成２７年３月まで各自月額１０万円を支払済み。）に関し、①亡祖父母及び申立人父母が別の場所に避難するなどして家族別離が生じたことから、申立人父に対し、家族別離を理由とする増額分（平成２３年３月から平成２７年３月まで月額３万円）の賠償を認めるとともに、②亡祖父母について、重度の持病があることを理由とする増額分（平成２３年３月から平成２７年３月まで、亡祖父につき月額３万円、亡祖母につき月額２万円として申立人らの法定相続分に応じた額）の賠償を認め、③申立人母に対し、亡祖父母の介護を理由とする増額分（平成２３年３月から平成２７年３月まで、亡祖父の介護につき月額３万円、亡祖母の介護につき月額１万円）の賠償を認めるなどした事例。

2131	居住制限区域（飯舘村）で林業を営む申立会社について、直接請求手続で採用されていた申立会社の費用の固定費及び変動費への振分けの方法を見直して算定した平成２９年１月から令和６年１月までの営業損害（逸失利益）の賠償が認められたほか、立木の財物損害及び除染費用（追加的費用）の賠償が認められた事例。
2132	居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人夫婦及び被相続人（申立人夫の母で、申立人らのうち４名が相続。）に関し、①被相続人については、事故時住所近隣で生まれ育ち、結婚後は事故時住所で生活していたため同区域での居住期間が８０年を超えていたこと、近隣の米農家と共同で農作業を行い農閑期には親睦旅行に出掛けたり、婦人会に参加したりするなどして地域社会等と相当程度の関わり合いがあったことを考慮し、生活基盤変容慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）の増額分として６０万円の賠償が認められるとともに、②申立人夫（原発事故当時５９歳）については、事故時住所で生まれ育ち、原発事故当時の居住期間が約６０年にわたっていたこと、先祖代々引き継がれてきた農業に従事していたこと、地元の消防団員として約２０年間活動したり、地域の芸能保存会の会員としても活動したりするなどして地域社会等との関わり合いがあったことを考慮し、また、申立人妻（原発事故当時５８歳）については、結婚後事故時住所にて約３５年間居住していたこと、婦人会に参加したり自宅に近隣住民を頻繁に招いて接待したりするなどして地域社会等との関わり合いがあったことを考慮して、生活基盤変容慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）の増額分としてそれぞれ２０万円の賠償が認められるなどした事例。
2133	原発事故発生の直前に帰還困難区域（双葉町）所在の病院で出生した申立人二女について、出生直後に退院を強いられたため、新生児に対して行われるべき病院での看護等を受けられなくなったこと、そのような状況の中で避難先を転々としたこと等を考慮して、過酷避難状況による精神的損害として６０万円（中間指針第五次追補の定める目安額３０万円から３０万円増額）の賠償が認められるなどした事例。
2134	居住制限区域（飯舘村）の自宅から避難した申立人夫婦について、直接請求手続により相当量線量地域滞在者慰謝料各３０万円（中間指針第五次追補の定める目安額）が支払われていたものの、飼育していた多数のペットの引取先等を探すのに苦労したため、平成２３年４月の計画的避難区域の指定から更に２か月以上にわたり自宅での滞在を余儀なくされたこと、その間、水の確保が困難となり、農業用のため池で研いだ米を食べるなどしていたことから、同人らが周辺住民と比較してより大きな健康不安を抱いていたと認め、日常生活阻害慰謝料の増額分（一時金）各１０万円が賠償されるなどした事例。

2135	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら家族（父母と子ら）について、①申立人母が、原発事故当時、避難指示解除準備区域内の福祉施設において勤務中であり、要介護状態の者を含む入所者ら（系列の福祉施設も含め二百名超）の介助をしながら長距離移動をし、同人らと共に関東地方所在の施設に避難するなど、過酷な避難状況にあったことを考慮して、過酷避難状況による精神的損害として４０万円（中間指針第五次追補の定める目安額３０万円から１０万円増額）の賠償を認め、②申立人母が避難生活によって疾患を発症したことから、その通院にかかる生命身体的損害及び持病を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（発症時期から平成２４年８月まで、病状の程度等を考慮して月額４万円）の賠償が認められたほか、③申立人子の一人が避難先の学校でいじめに遭い、不登校となった時期があったことから、同人に日常生活阻害慰謝料増額分の一時金として１０万円の賠償が認められるなどした事例。
2136	北海道において水産物加工事業等を営む申立会社が、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出に伴う中国政府の日本産水産物輸入停止措置によって、中国へ多く輸出されていたホタテが日本国内に滞留してホタテ製品の価格が下落したことに伴い、申立会社が加工して国内で販売していたホタテ製品（玉冷）についても損害が発生したとして逸失利益（令和５年８月から令和６年３月まで）を請求した事案において、令和５年７月末時点に申立会社が保有していた同製品の在庫の販売終了時期までは前年同月比の販売単価差額に販売数量を乗じた額、それ以降の販売分は同販売単価差額に販売数量を乗じた額から原料（ホタテ原貝）仕入額低下相当分を控除した額を算定したうえで、同製品の性質や申立会社の同製品の販売状況等を考慮して、原発事故の影響割合を８割として逸失利益の賠償を認めるなどした事例。
2137	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住する申立人夫について、自宅周辺の公的除染が２回実施されて数年が経過した後も自宅の屋敷林付近の地表での測定線量が高かったため、専門業者に委託して屋敷林を伐採したこと、伐採された枝木の処分を申立人らが自ら行うなどして委託費用を節減したこと等の事情を考慮し、除染費用として、屋敷林伐採の委託費用全額の賠償が認められるなどした事例。
2138	帰還困難区域（大熊町）の借地上に所有していた自宅から避難した被相続人（子である申立人妻が相続）について、原発事故後、被相続人らと申立人夫妻が同居する新たな住居を取得するため、申立人夫名義で土地の売買契約と建物の建築請負契約を締結したが、いずれの代金も最終的には被相続人が負担する予定であり、土地の売買代金は被相続人が支払った（建物の建築請負代金は、被相続人が工事着工前に死亡したこと等から、申立人夫が支払った。）などの事情を考慮して、住居確保損害の賠償（ただし、申立人夫妻に対する住居確保損害の既払金を控除。）が認められた事例。
2139	東京電力の従業員であり、帰還困難区域（双葉町）の社員寮から避難した申立人について、①平成２３年７月に別の社員寮（広野町）に入居した時点で避難が終了したとする東京電力の主張を排斥し、申立人が東京電力を退職して県外に転居した平成２５年３月まで月額１０万円の日常生活阻害慰謝料の賠償を認めるとともに、②双葉町での居住期間が１年に満たず、福島県外への転勤の可能性もあったこと等から生活基盤喪失による精神的損害は認められないとする東京電力の主張を排斥し、生活基盤喪失による精神的損害７００万円（中間指針第五次追補の定める目安額）の賠償を認めるなどした事例。

2140	要介護状態で帰還困難区域（大熊町）の介護施設に入所していた被相続人（原発事故当時９０歳。申立人らが相続）について、原発事故後、バスによる集団での避難を余儀なくされ、避難先を転々とした末、避難先の病院へ入院するに至ったなどの過酷な避難状況にあったことを考慮し、過酷避難状況による精神的損害３０万円（中間指針第五次追補の定める目安額）及びその増額分１５万円の賠償が認められたほか、大熊町で生まれ育ち、居住期間が約８７年にわたっていたこと、亡夫とともに長年地域で理容室を営み、地域のイベントやボランティア活動に参加するなど地域社会と強い関わり合いがあったこと、当該地域に帰還できないまま平成２９年に逝去したこと等を考慮し、生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額７００万円）の増額分として５０万円の賠償が認められるなどした事例。
2141	自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していた申立人妻及びその夫である被相続人（申立人らが相続）について、①首都圏の親族宅へ繰り返し避難を行った際の交通費に関し、平成２３年分は、全５回の往復の交通費の賠償が認められ、平成２４年分は、同年６月頃、被相続人が原発事故の影響を懸念して首都圏で手術を受けたことを考慮して、同月頃まで３回にわたって入通院をした際の往復の交通費の賠償が認められるとともに、②家庭菜園の放射性物質による汚染から野菜の栽培を断念したために負担した生活費増加費用（自家消費野菜）に関し、平成２３年３月分から平成２７年３月分まで月額３０００円の賠償が認められるなどした事例。
2142	自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人ら（父母及び原発事故当時未就学の子）について、申立人母及び子は、平成２３年３月に福島県外に避難したが、申立人父は、親の面倒を見るなどするためにいわき市にとどまらざるを得なかったこと（申立人父は、平成２７年１０月に申立人母らの避難先に転居し、同人らと合流した。）、申立人子が障害を有しており、同人らが避難先からいわき市に帰還することは容易でなかったこと等を考慮して、平成２３年３月から平成２６年３月までの面会交通費、二重生活に伴う生活費増加分及び駐車場代増加費用の賠償を認めるなどした事例。
2143	帰還困難区域（浪江町）に居住していたが、原発事故当時は、持病にかかる治療のため、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の病院に一時的に入院していた被相続人（申立人らが相続）について、重度の持病を有していたこと、原発事故後、病院から退院を求められたため、治療未了のまま退院して避難し、避難先で新たな病院を探すことを余儀なくされるなど過酷な避難状況にあったこと等を考慮し、平成２３年３月から被相続人が死亡した平成２４年４月までの日常生活阻害慰謝料の増額分として合計６０万円（平成２３年３月から同年６月まで３０万円（一時金）、同年７月から平成２４年４月まで月額３万円（合計３０万円））の賠償が認められるなどした事例。

2144	原発事故時、自主的避難等対象区域（相馬市）の実家に里帰り出産のため帰省し滞在していた申立人母について、帰省した平成２３年２月半ばから原発事故のため神奈川県へ帰宅するまで約１か月にわたり実家に滞在していたことから、自主的避難等対象者と認定して６０万円（中間指針第五次追補の定める自主的避難等に係る損害の目安額４０万円及び東京電力の平成２４年２月２８日付けプレスリリースによる避難に伴う費用２０万円）の賠償が認められるとともに、原発事故後、臨月であったにもかかわらず、出産予定の病院等から分娩を断られたため、いつ出産が間近に迫るか分からない不安を抱えながら自家用車及び公共交通機関を乗り継いで長時間かけて帰宅せざるを得なかったことを考慮して、精神的損害（一時金）３０万円の賠償が認められた事例。
2145	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の自宅から避難した申立人夫妻について、避難先から自宅へ多数回の一時立入り（宿泊を伴うものを含む。）を行っていたことを考慮して、中間指針第五次追補の定める自主的避難等に係る損害（各２０万円）の賠償が認められるなどした事例。
2146	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（父母及び二男）について、原発事故当時、申立人らと長男夫婦は同居していなかったが、同区内に建築中であった二世帯住宅において平成２３年９月から同居を開始する予定であったところ、原発事故後、申立人らと長男夫婦がそれぞれ別の場所に避難するなどしたために同居ができなくなったという事情を考慮し、同月から平成２４年８月まで、家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（月額３万円）の賠償が認められるなどした事例。
2147	自主的避難等対象区域（相馬市）に居住していた申立人ら（祖母、母及び未成年の子２名）について、地震により自宅が半壊したため避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）の親族宅に身を寄せていたところ、平成２３年３月１２日に同親族宅が避難指示区域内に設定されたため、同日中に同親族宅から避難することを余儀なくされたなどの事情を考慮し、過酷避難慰謝料各１５万円（中間指針第五次追補の定める目安額３０万円の半額）の賠償が認められるなどした事例。
2148	避難指示解除準備区域（楢葉町）から避難した申立人祖母について、同町での居住期間が５０年以上にわたっていたことや、同町で農業や養蚕に長年従事していたこと、地域社会等との関わり合い（地域での種々の活動への参加）等の事情を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）の増額分として２５万円の賠償が認められるなどした事例。
2149	帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人について、障害（精神障害等級３級）を抱えながらの避難であったことを考慮し、日常生活阻害慰謝料の増額分（申立人の病状が特に悪化した平成２３年３月から同年９月までは月額５万円、その後の同年１０月から平成３０年３月までは月額３万円）の賠償が認められた事例。
2150	自主的避難等対象区域（いわき市）において、原木しいたけ、筍及びその他きのこ等の生産販売を行い、原木しいたけ栽培の事業拡大を予定していたが、原発事故に伴う出荷制限等の影響により販売ができなくなったとして逸失利益の賠償を請求した申立人について、平成２７年６月分から令和５年５月分まで、原木しいたけについては事業拡大を踏まえた販売予定金額、筍及びその他きのこについては事故前の販売額を前提とした損害（いずれも原発事故の影響割合を２割として算定し、直接請求手続での既払金を控除。）の賠償が認められた事例。

2151	自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人について、知的障害等を抱えており、避難生活に相当な困難を伴ったこと等を考慮し、精神的損害（一時金）として５０万円（対象期間は平成２３年３月から同年１２月まで）の賠償が認められるなどした事例。
2152	大学等への通学のため福島県外ないし自主的避難等対象区域に居住していたが、原発事故時は春休み期間を利用して緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の実家に帰省していた申立人長女及び二男並びに被相続人長男（申立人父母が相続）について、いずれも卒業後は実家に戻る可能性が高かったことから、上記居住先は修学のための一時的な居所にすぎず、生活の本拠は実家にあったとして、実家所在地を基準とする生活基盤変容慰謝料各５０万円（中間指針第五次追補の定める目安額と同額）の賠償が認められるとともに、同人らのうち福島県外に居住していた申立人長女及び二男について、原発事故後直ちにそれぞれの居住先へ避難したものの、平成２３年４月２３日から同年１２月３１日までの間、実家へ複数回立ち入り、一定期間滞在していたことを考慮して、東京電力令和５年１月３１日付けプレスリリース記載の自主的避難等に係る損害各２０万円の賠償が認められるなどした事例。
2153	避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人ら（夫婦及び夫の父母）のうち、①申立人父につき、原発事故時の居住期間が７０年以上にわたっていたこと、行政区長や農業協同組合の役員を務めるなど、地域社会との強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円。以下同じ。）の増額分として５０万円の賠償が認められ、②申立人母につき、原発事故時の居住期間が７０年以上にわたっていたこと、行政区の婦人部の活動等を通じて地域住民と交流していたなど、地域社会との強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害の増額分として５０万円の賠償が認められたほか、③申立人夫につき、原発事故時の居住期間が５０年以上にわたっていたこと、行政区の青年団の役員や消防団員等の活動を行うなど地域社会と相当程度の関わり合いがあったこと、原発事故前は畜産農業を営んでいたものの、帰還後に畜産農業を再開できなかったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害の増額分として１５万円の賠償が認められるなどした事例。
2154	帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人母（原発事故時５６歳）について、①原発事故以前から半身麻痺（身体障害等級１級）及び変形性膝関節症により移動には車椅子が必要であり、日常生活動作に介助を要する状態であった中、短期間のうちに関東地方の親戚宅を含む避難先を転々としたなどの事情を考慮し、過酷避難慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額３０万円）の増額分として１０万円の賠償が認められたほか、②大熊町で生まれ育ち、居住期間が通算して５０年を超えていたこと、上記障害等を有していたため、家族や近所の知人、ヘルパー等の支援を受けて生活していたが、避難をしたことによりこれらの支援の多くを受けられなくなったこと等の事情を考慮して、生活基盤喪失慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額７００万円）の増額分として５０万円の賠償が認められた事例。

2155	地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人について、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）所在の会社に勤務して樹木伐採の業務に従事していたが、原発事故後、樹木の伐採を行っていた地域（飯舘村）が居住制限区域等に指定されて樹木の伐採を行うことができなくなったために上記会社の業績が悪化して経営難となり、平成２４年３月に職を失うに至ったなどの事情を考慮し、平成２５年１月から平成２７年２月までの就労不能損害（原発事故の影響割合につき、平成２５年１月から平成２６年１２月までは１０割、平成２７年１月及び同年２月は９割として算定。なお、平成２４年１２月までの分は直接請求手続により支払済み。）の賠償が認められた事例。
2156	避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に自宅があり、原発事故当時は寝たきりの状態で同区内の病院に入院していた亡母（原発事故当時６０歳代、申立人らが相続。）について、①原発事故後、南相馬市内の別の病院に移され、更に同病院からヘリコプターで福島県外の病院に転院することを余儀なくされたなどの事情を考慮して、過酷避難慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額３０万円）の増額分として１０万円の賠償が認められるとともに、②小高区で生まれ育ち、居住期間が通算して約５０年にわたっていたこと、同区内の職場で勤務するなど、地域社会と一定程度の関わり合いがあったこと、福島県外の病院に転院したため、原発事故前は頻繁に見舞いに訪れていた親族や友人が見舞いに訪れることもなくなり、小高区に帰還することもできないまま、平成２８年に同病院で逝去したこと等の事情を考慮して、生活基盤変容慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）の増額分として１００万円の賠償が認められるなどした事例。
2157	帰還困難区域（富岡町）に居住していた申立人父について、生まれてから原発事故時までの約８０年にわたって同町に居住していたこと、先祖代々引き継がれてきた家業である農業に長年従事していたほか、畜産業（和牛の繁殖・販売）にも従事し、地域の畜産農家の取りまとめ役として活動するなど、地域社会等と強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額７００万円）の増額分として７０万円の賠償が認められるなどした事例。
2158	原発事故当時、新潟県に居住していたものの、住民票上の住所は避難指示解除準備区域（浪江町）にあった申立人について、平成１７年頃から浪江町に居住しており、新潟県には平成２３年２月から同年１１月までの予定で仕事上派遣されて居住していたにすぎないこと、派遣期間終了後は浪江町の住居に戻る予定であったため、住民票上の住所を移転せず浪江町のままとしていたこと等の事情を考慮し、住民票上の住所を基準とする生活基盤変容慰謝料２５０万円（中間指針第五次追補の定める目安額）の賠償が認められた事例。
2159	自主的避難等対象区域において山菜料理を提供する飲食店を営む申立人の営業損害（平成２７年８月以降の分）について、直接請求手続にて東京電力の同年６月１７日付けプレスリリースに基づき直近の年間逸失利益額の２倍相当額は賠償されたものの、同年８月以降も原発事故前に山菜を採取していた地域での山菜の出荷制限が継続し、山菜の仕入れや調理に係る費用が増加していたこと等の事情を考慮して、同月から令和５年１２月までの逸失利益（原発事故の影響割合につき、平成２７年８月から令和元年１２月までは８割、令和２年は６割、令和３年及び令和４年は５割、令和５年は４割として算定し、上記２倍相当額の既払金を控除。）が賠償された事例。

2160	居住制限区域（富岡町）から避難した申立人夫妻について、要介護４の認定を受け、日常生活のほぼ全てにおいて介助が必要であった申立人妻の母（平成２９年６月死亡）を申立人らで自宅にて介護したことを考慮して、平成２６年２月から平成２９年６月まで各自月額６万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償（なお、平成２６年１月までの増額分は前件申立てにより賠償済み。）が認められるなどした事例。
2161	避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人（原発事故当時５７歳）について、浪江町で生まれ育ち、居住期間が通算して５０年を超えていたこと、大学卒業後は地元で教師として勤務していたほか、近隣に居住する親戚や住民と密に交流して生活していたなど、地域社会と相当程度の関わり合いがあったこと等の事情を考慮して、生活基盤変容慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）の増額分として２０万円の賠償が認められた事例。
2162	避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた亡母（申立人らが相続）について、南相馬市原町区で生まれ育ち、婚姻後は同市小高区に６５年程度居住していたこと、地域の行事に積極的に参加して地域住民と交流していたなどの地域社会との関わり合いがあったこと等を考慮して、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）の増額分として４０万円の賠償が認められるなどした事例。
2163	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（父母及び子３名）に関し、①平成２３年５月に同区へ帰還後、同年７月に福島県外へ再び避難した申立人母及び子らについて、避難先での生活状況や避難先の学校へ転校ないし進学した子らの就学状況等の事情から、平成２４年９月以降も避難継続の合理性があったとして、申立人長女につき高校を卒業した平成２５年３月まで、申立人母、長男及び二女につき避難先で購入した住居に転居してから相当期間経過後の平成２６年１２月まで、各自月額１０万円の日常生活阻害慰謝料（ただし、子らについてはいずれも既払金を控除した額。）が認められたほか、②申立人らについて、仕事のため上記帰還後も南相馬市原町区にとどまった申立人父と申立人母及び子らとの間で家族別離が生じたことを理由に、別離期間中、月額３万円の日常生活阻害慰謝料増額分及び生活費増加費用（水道光熱費）の賠償が認められるなどした事例。
2164	緊急時避難準備区域（南相馬市鹿島区）の自宅に居住していた亡母（申立人らが相続）について、同区で生まれ育ち、婚姻後約６０年にわたって自宅に居住していたこと、夫の実家が代々営んでいた農業に従事していたほか、近隣の農業の手伝いをしたり、各種会合に参加したりするなど地域社会と相当程度の関わり合いがあったこと、自宅に帰還できずに逝去したこと等を考慮して、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額５０万円）の増額分として２０万円の賠償が認められるなどした事例。

2165	緊急時避難準備区域（川内村）から避難した亡祖母（亡祖父、申立人らのうち３名及び申立外１名が相続）について、川内村で生まれ育ち、居住期間が８０年を超えていたこと、亡祖父と共に農業を営み、近隣の農家の手伝いもしていたなど、地域社会との関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害７０万円（中間指針第五次追補の定める目安額５０万円から２０万円増額）等が認められたほか、亡祖母と同居していた亡祖父（上記申立人３名及び申立外１名が相続）について、川内村で生まれ育ち、居住期間が約９０年にわたっていたこと、農業を営み、地域の活動にも従事していたなど、地域社会との関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害７０万円（中間指針第五次追補の定める目安額５０万円から２０万円増額）等が認められ、上記申立人３名に対し、亡祖父母の上記各損害について法定相続分に応じた賠償が認められた事例。
2166	自主的避難等対象区域（川俣町）に居住していた申立人ら（夫婦及び成年の子）について、申立人子が平成２３年９月に福島県外に避難したことに伴って生じた生活費増加費用（面会交通費、二重生活に伴う生活費増加分）として、平成２３年９月分から平成２４年３月分までの賠償が認められるなどした事例。
2167	帰還困難区域（大熊町）から避難した亡母（亡父及び申立人が相続）について、大熊町の実家で生まれ育ち、居住期間が約８０年にわたっていたこと、実家が営む商店の手伝いを通じて地域の住民と交流していたなど、地域社会との関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額７００万円）の増額分として３５万円の賠償が認められ、また、亡母と同居していた亡父（申立人が相続）について、居住期間が約５０年にわたっていたこと、教師として福島県内の学校に定年まで勤務し、退職後は地元の会社に約２０年間勤務したほか、地域の住民と交流していたなど、地域社会との関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額７００万円）の増額分として３５万円の賠償が認められるなどした事例。
2168	居住制限区域（浪江町）から避難した亡母（申立人長男及び申立外２名が相続）について、原発事故後に脳出血を発症し、四肢の麻痺等の後遺障害（後遺障害等級１級相当）が残存したことから、後遺症慰謝料（ただし、原発事故による影響割合を３割として算定したもの。）の賠償が認められるなどした事例。
2169	居住制限区域（浪江町）に実家があり、原発事故の約８年前から福島県外に居住していた申立人について、原発事故以前から家業である飲食店の後継者として平成２４年に実家に戻る予定であったこと等を考慮して、生活基盤変容による精神的損害として２００万円（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円の８割）の賠償が認められたほか、平成２３年３月から平成３０年３月まで月額５万円の日常生活阻害慰謝料の賠償が認められた事例。
2170	自主的避難等対象区域（田村市）に居住していた申立人らのうち福島県外に避難した１世帯５名（夫婦及び子３名（うち２名は原発事故後に出生））について、平成２７年３月までの避難費用（住居費増加分）及び避難雑費の賠償が認められるなどした事例。

2171	帰還困難区域（双葉町）に居住していた申立人について、避難先からの墓参りのための一時立入費用（平成２５年から令和６年までの間、年２回分の交通費）の賠償が認められたほか、申立人が所有していた農機具の財物賠償に関して、東京電力の算定に基づいて直接請求において賠償されていたが、農機具の耐用年数、取得後原発事故までの経過年数、残価率等を見直して、追加賠償が認められるなどした事例。
2172	居住制限区域（飯舘村）から避難した亡父（亡母及び申立人妻が相続）について、飯舘村で生まれ育ち、居住期間が７０年以上にわたっていたことや、勤務先を定年退職後も地域内において介護員を１０年以上務めたほか、農業協同組合の役員や行政区長を務めるなどの地域社会との関わり合いの状況等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）の増額分として４０万円等が認められ、また、亡父と同居していた亡母（申立人妻及び申立外１名が相続）について、飯舘村で生まれ育ち、居住期間が８０年近くにわたっていたことや、農業に従事していたほか、地域の各種団体の役員を務めるなどの地域社会との関わり合いの状況等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）の増額分として４０万円が認められ、申立人妻に対し、亡父母の上記各損害について法定相続分に応じた賠償が認められるなどした事例。
2173	帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人夫妻並びに申立人夫の亡父（亡母、申立人夫及び申立外３名が相続）及び亡母（申立人夫及び申立外３名が相続）について、①亡父母につき、いずれも大熊町で生まれ育ち、居住期間が約８０年にわたっていたことや、それぞれの地域社会等との関わり合い（先祖代々承継してきた農業に長年共に従事したほか、亡父は郷土芸能の保存活動に従事しており、亡母も地元の婦人会で活動するなどしていたこと）等を考慮し、生活基盤喪失慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額７００万円）の増額分として各７０万円が認められ、申立人夫に対し、いずれも法定相続分に応じた賠償が認められ、②申立人夫妻につき、いずれも大熊町で生まれ育ち、居住期間が５０年以上にわたっていたことや、それぞれの地域社会等との関わり合い（家業の農業に共に従事していたほか、申立人夫は郷土芸能の保存活動に従事しており、申立人妻も地元の婦人会で活動するなどしていたこと）等を考慮し、生活基盤喪失慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額７００万円）の増額分として各３５万円の賠償が認められるなどした事例。
2174	避難指示解除準備区域（富岡町）から避難した申立人について、居住期間が通算して７０年を超えていたこと、実家の家業である農業を営んでいたほか、行政区長を務め、富岡町に居住する親戚や近隣住民と交流を深めていたなど地域社会と相当程度の関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）の増額分として５０万円の賠償が認められた事例。
2175	避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した亡母（申立人らが相続）及び申立人長女について、①亡母につき、浪江町で生まれ育ち、居住期間が約８５年にわたっていたことや、婦人会の役職を１０年程度務めるなどの地域社会との関わり合いの状況等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）の増額分として６０万円が認められ、②申立人長女につき、居住期間が通算して約６０年にわたっていたことや、婦人会の役職を務めるなどの地域社会との関わり合いの状況等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）の増額分として３０万円が認められるなどした事例。

2176	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人及びその亡夫（平成２８年４月死亡）について、亡夫の病状や南相馬市の医療状況からすると、平成２６年３月（前回までの当センターでの和解における申立人らの精神的損害に対する賠償終期）までに申立人らが同市に帰還するのは困難であり、その後もその状況が継続していたとして、同年４月以降も避難継続の合理性を認め、①申立人に対し、同月から平成２８年３月までの日常生活阻害慰謝料月額１０万円及び亡夫の介護を理由とする増額分月額３万円並びに日常生活阻害慰謝料（一時金）１３万円の賠償等が認められるとともに、②亡夫の損害として、平成２６年４月から平成２８年３月までの日常生活阻害慰謝料月額１０万円及び持病を理由とする増額分月額３万円並びに日常生活阻害慰謝料（一時金）１３万円が認められ、申立人に対し、法定相続分（２分の１）の限度で賠償が認められた事例。 　なお、本件は、当センターのホームページにおいて「和解成立に至らなかった事例（一部打切りにより、一部が和解成立に至らなかった事例を含む。）」として公表されている事例（事案概要一覧の番号８、和解案提示理由書８）の申立人が再度申し立てたものである。
2177	自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していた申立人ら（父母、未成年の子２名及び祖母）について、障害を抱える申立人長男の安定した生活や学習環境等を確保するため、申立人父が先行して平成２４年４月から福島県外へ避難し、避難先で再就職先や申立人長男の通学先を確保した後、申立人母及び子２名が申立人長男の進学時期に合わせて平成２５年４月から避難し申立人父と合流したという避難経過に関する事情等を踏まえ、上記避難の合理性を認め、平成２４年４月から平成２５年３月までの避難費用（避難交通費及び引越費用）、平成２５年４月から平成２７年３月までの避難雑費（子１名につき月額２万円）のほか、申立人父や申立人祖母との二重生活に伴う平成２４年４月から平成２７年３月までの生活費増加費用等（生活費増加費用、面会交通費及び家財道具購入費用）が認められた事例。
2178	居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人夫婦につき、①申立人夫については、浪江町で生まれ育ち、居住期間が通算して５０年以上にわたっていたことや、兼業農家として農業を営みつつ、勤務先を退職した後は、地域の各種組合の役員、行政委員会の委員等を務めていたほか、近隣の寺の役員等を務め、檀家との交流を図っていたなど、地域社会と相当程度の関わり合いがあったこと等を考慮して、②申立人妻については、浪江町で生まれ育ち、居住期間が通算して６０年以上にわたっていたことや、申立人夫の営む農業を手伝いつつ、行政機関から委嘱された各種委員等を務めていたほか、近隣の寺の檀家や多彩な趣味仲間と交流を図っていたなど、地域社会と相当程度の関わり合いがあったこと等を考慮して、それぞれ生活基盤変容による精神的損害３２０万円（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円から７０万円増額）の賠償が認められるなどした事例。
2179	自主的避難等対象区域（郡山市）から避難した申立人ら（父母及び子２名）について、避難後すぐに申立人父が仕事の都合で郡山市に帰還したため別離状態となったこと、申立人母が不慣れな避難先で申立人子ら（いずれも未熟児で出生した双子であり、原発事故当時１歳未満であった。）の世話をすることを余儀なくされたこと等を考慮し、平成２３年分の精神的損害合計６０万円の他に精神的損害（一時金）合計１５万円の賠償が認められるなどした事例。

2180	避難指示解除準備区域（楢葉町）に居住していた申立人について、楢葉町で生まれ育ち、居住期間が７０年以上にわたっていたことや、地域の施設に長年勤務し、近隣に居住する住民や親戚と密に交流して生活していたなど、地域社会と相当程度の関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）の増額分として３０万円の賠償が認められた事例。
2181	居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人について、原発事故当時から体調不良を抱えていたところ、避難生活中の平成２５年にがんが発覚し、病状が進行していたため長期療養を要したなどの事情を考慮し、①避難後の再就職先において長期療養のため就労できなかった期間を含む就労不能損害（直接請求手続での既払分以降である平成２４年６月から平成２６年２月までの減収分及び療養期間の有給休暇取得分。原発事故の影響割合を５割として算定。）、②がん発覚の時期から平成３０年３月までの、持病を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（申立人の身体状態及び治療状況を踏まえ、月額５万円ないし３万円。）、③通院に係る生命身体的損害（医療費免除終了時以降又は直接請求手続での既払分以降から平成２９年１２月までの治療費、交通費及び通院慰謝料）の賠償が認められた事例。
2182	原発事故当時、富岡町の高校に通学するため福島県外の実家を離れて居住制限区域（富岡町）に単身居住して同高校に通学していた申立人について、原発事故後は上記実家に避難し、実家近くの高校に転校して同高校を卒業したが、富岡町に帰還することができないために転校を余儀なくされたものであること等を考慮し、平成２３年３月から平成２５年３月（申立人が高校を卒業した月）まで月額１０万円又は１２万円の日常生活阻害慰謝料の賠償が認められるなどした事例。
2183	自主的避難等対象区域（郡山市）から避難した被相続人（申立人らが相続）について、要介護状態で避難生活を送ったこと等を考慮して、精神的損害（平成２３年３月から同年１２月まで）として２０万円（直接請求手続での既払金を控除した額）の賠償が認められた事例。
2184	自主的避難等対象区域（桑折町）において花卉の生産及び販売等を営む申立会社について、風評被害による花卉の販売価格の下落等の事情を考慮し、令和４年１月から令和５年１２月までの営業損害（逸失利益）の賠償が認められた事例。
2185	自主的避難等対象区域（いわき市）で青果仲卸業を営む申立会社について、原発事故の影響により取引先が減少したこと等の事情を考慮して、平成３０年１月から令和５年１２月までの逸失利益（ただし、原発事故の影響割合を１０割から１割まで漸減し、直接請求手続による既払金を控除した額。）の賠償が認められた事例。
2186	平成２３年９月の定年退職後に、自主的避難等対象区域（福島市）の建物内で菌床しいたけを栽培して販売することを計画していたものの、原発事故の影響により事業開始前に栽培を断念した申立人の営業損害について、収支の見込みに関する同業他社の見積り等を参考に想定所得金額を算定し、平成２３年１０月から平成２６年９月までの逸失利益（ただし、申立人の開業準備状況や原発事故後の福島県産しいたけの生産量の推移等の事情を踏まえ、原発事故の影響割合を３割として算定。）の賠償が認められた事例。

2187	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）で農業を営む申立人について、令和５年に収穫した米から放射性物質が検出されたところ、①放射性物質対策として田に塩化カリウムを散布したことから、その作業に要した追加的費用の賠償が認められるとともに、②同作業に時間を要したために大根の栽培に支障が生じ、令和６年分の大根の出荷量が減少したことから、同年分の大根の取引に係る逸失利益（ただし、原発事故の影響割合を８割として算定。）の賠償が認められた事例。
2188	地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）から避難した申立人ら（夫婦及び未成年の子６名（うち２名は原発事故当時乳幼児））について、申立人妻及び子６名が先行して福島県外に避難した後、申立人夫が申立人妻らと同居するため、勤務先に申し入れて平成２３年６月に避難先から通勤できる勤務地へ転勤したばかりであったこと等を考慮して、同年１０月以降も避難継続の合理性を認め、それぞれ同月から平成２４年３月までの日常生活阻害慰謝料月額１０万円の賠償が認められたほか、申立人妻について、乳幼児の世話を恒常的に行ったことを理由として、平成２３年３月から平成２４年３月までの日常生活阻害慰謝料の増額分月額６万円の賠償が認められるなどした事例。
2189	避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人父について、居住期間が６０年近くにわたっていたことや、家業を継いで工務店を営みつつ、兼業で農業も営んでいたほか、地域のまとめ役を担っていたなど、地域社会と相当程度の関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）の増額分として６０万円の賠償が認められ、また、申立人母について、居住期間が６０年程度にわたっていたことや、申立人夫の営んでいた農業を手伝っていたほか、地域の婦人会に所属して地域活動を行っていたなど、地域社会と相当程度の関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）の増額分として６０万円の賠償が認められるなどした事例。
2190	避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた被相続人（申立人らが相続）について、居住期間が９０年近くに及んでいたことや、持病の悪化により原発事故の５０年近く前から全盲（身体障害等級１級）となったものの、住み慣れた自宅や地域であったため、日常生活は概ね独りでこなすことができ、近隣への用足しや夫の仕事の手伝い等もこなすなど長年大きな不自由なく暮らせていたほか、原発事故の約５年前からは、高齢になったこと等から日常生活に介助が必要な状態となったものの、１日３回の訪問介護サービスを毎日受け、友人、知人も頻繁に訪問してくれていたなど、地域社会等と強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）の増額分８０万円の賠償が認められた事例。

2191	宮崎県で原木乾燥しいたけの集荷販売等を取り扱う農業協同組合である申立人（以下「申立人組合」という。申立人組合は、当初の申立人であった同県の農業協同組合連合会（以下「当初申立人連合会」という。）及びその組合員であった４つの単位農業協同組合（以下、当初申立人連合会と併せて「当初申立人ら」という。）の各権利義務を承継した。）並びに申立人組合の組合員である申立人ら（以下「申立人組合員ら」という。）の風評被害による営業損害について、原発事故後の原木乾燥しいたけの価格下落の状況、集荷販売量の動向、買い控えの発生状況及び商品の特性等を考慮して、①申立人組合員らの当初申立人連合会を通じた平成２５年１月から平成２６年１２月までの出荷販売に関し、原発事故前の販売単価との差額に基づき算定した逸失利益（原発事故の影響割合を２割５分として算定。）及び②当初申立人らが申立人組合員らの出荷販売額に応じて取得する平成２５年１月から平成２６年１２月までの組合手数料に関し、原発事故前の販売単価との差額に基づき算定した逸失利益（原発事故後に宮崎県において当初申立人連合会での集荷販売の割合が増加したことを考慮し、原発事故の影響割合を１割として算定。）が認められるなどした事例。
2192	帰還困難区域（大熊町）に居住していた申立人について、大熊町で生まれ育ち、居住期間が約６０年にわたっていたことや、地元を商圏とする事業を自営していたほか、教育関連の非常勤公務員や地域の各種団体の役員を務め、地域芸能の保存活動に従事していたなど、地域社会と強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額７００万円）の増額分として７０万円の賠償が認められた事例。
2193	避難指示解除準備区域（富岡町）に居住していた申立人ら（父母及び原発事故当時未就学の長男）について、申立人長男が発達障害を有していたところ、療育手帳等は取得していなかったものの、診断書及び診療録等の資料から認められる同人の障害の程度等を踏まえ、いずれも平成２３年３月から平成３０年３月まで、申立人長男に対しては障害を理由とする月額３万円の日常生活阻害慰謝料の増額分、申立人父母に対しては申立人長男の恒常的な介護を理由とする合計月額３万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められた事例。
2194	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の自宅からの避難が困難であったため、自宅での屋内退避生活を強いられた亡父（申立人ら及び亡母が相続）及び亡母（申立人らが相続）について、いずれも要介護の状態であったことを考慮して、平成２３年３月から平成２４年８月まで各自月額５万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償（ただし、いずれも既払金を控除した額。）が認められた事例。
2195	屋内退避区域（いわき市）から平成２３年３月に避難した申立人母子について、平成２７年３月までの避難費用、生活費増加費用及び避難雑費並びに令和５年１０月に帰還した際の帰還費用の賠償が認められるとともに、申立人母について、乳幼児であった申立人子を連れて避難したことを考慮して、平成２３年３月から同年９月まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められるなどした事例。

2196	避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた亡父母（いずれも申立人夫が相続）について、①亡父につき、寝たきりの状態で帰還困難区域（大熊町）内の病院に入院中であったところ、原発事故により同病院が閉鎖されて転院を余儀なくされ、避難のため脱水状態となるなど体調が悪化し、その後も転院を繰り返したなどの事情を考慮し、過酷避難状況による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額３０万円）の増額分として３０万円の賠償が認められたほか、居住期間が９０年以上にわたっていたことや、長年地域で商売を営み、同業者の組合や地域の団体の役員を務め、非常勤の公務員も１０年以上務めるなどの地域社会との関わり合いの状況等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）の増額分として７５万円の賠償が認められ、また、②亡母につき、居住期間が９０年にわたっていたことや、亡父の仕事の手伝い等を通じて地域の住民と交流し、近隣に居住する親戚とも密に交流して生活していたなどの地域社会との関わり合いの状況等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）の増額分として７５万円の賠償が認められるなどした事例。
2197	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた亡父（申立人らが相続）について、原町区で生まれ育ち、居住期間が８０年以上にわたっていたことや、代々継承してきた農業を兼業で営みつつ、自宅で長年にわたり書道教室を開き、ボランティア活動として地域の公民館や介護施設で書道の指導を行うなど、地域社会と相当程度の関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額５０万円）の増額分として３０万円の賠償が認められ、また、申立人長男について、原町区で生まれ育ち、居住期間が６０年以上にわたっていたことや、代々継承してきた農業を兼業で営みつつ、地域の安全を守る業務に長年従事するなど、地域社会と相当程度の関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額５０万円）の増額分として１０万円の賠償が認められるなどした事例。
2198	帰還困難区域（富岡町）に居住していた申立人について、心臓機能障害により障害認定を受けたのは平成３０年６月であるが、診断書等に基づき平成２３年５月の時点で心臓疾患を発症していたことを認め、同月から平成３０年３月まで持病を理由とする月額１万５０００円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められた事例。
2199	避難指示解除準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人らのうち、①亡祖父（申立人父が相続）及び亡祖母（申立人らが相続）について、いずれも、原発事故当時約９０歳であり、居住期間が相当長期（亡祖父は約９０年、亡祖母は約７０年）にわたっていたこと、代々続く農家を営み、地域の住民と深く交流していたなど、地域社会と相当程度の関わり合いがあったこと等の事情を考慮し、生活基盤変容慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）の増額分として各自９０万円の賠償が認められ、②申立人父母について、いずれも、原発事故当時約７０歳であり、居住期間が長期（申立人父は約７０年、申立人母は約５０年）にわたっていたこと、代々続く農家を営み、地域の住民と深く交流していたなど、地域社会と相当程度の関わり合いがあったこと等の事情を考慮し、生活基盤変容慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）の増額分として各自６０万円の賠償が認められるなどした事例。

2200	帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人について、持病（子宮筋腫）の手術が平成２３年３月中旬に予定されていたにもかかわらず、原発事故が発生し避難を余儀なくされたため、当該手術を受けることができないまま、突然の体調悪化に対する不安を抱きながら避難生活を送らざるを得なかったこと、避難先の医療機関で一から診察を受け直すこととなり、精神的・肉体的に大きな負担があったこと等を考慮して、平成２３年３月から同年１２月まで持病を理由とする月額５万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められた事例。
2201	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人母（原発事故当時７０歳代）について、原町区及びその周辺での居住期間が７０年以上にわたっていたことや、亡父とともに家業である農業や畜産業に従事していたほか、近隣住民と親しく交流していたなどの地域社会との関わり合いの事情等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額５０万円）の増額分として１５万円の賠償が認められ、また、申立人母と同居していた亡父（原発事故当時７０歳代、申立人らのうち４名が相続。）について、原町区での居住期間が７０年以上にわたっていたことや、家業である農業や畜産業等を営み、消防団の団長を務めたほか、近隣住民と親しく交流していたなどの地域社会との関わり合いの事情等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額５０万円）の増額分として１５万円の賠償が認められるなどした事例。
2202	山口県においてナマコの加工販売業等を営む申立会社が、中国輸出用の加工ナマコを取引先に販売していたところ、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出に伴う中国政府の日本産水産物輸入停止措置に伴い、取引が中止又は販売価格が低下したとして逸失利益を請求した事案において、販路の立証の程度、製品の性質や販売状況、仕入量の変動、申立会社における加工ナマコの取引期間（１月から５月まで）等を考慮して、令和６年１月から同年５月までの逸失利益（原発事故の影響割合を５割として算定。）の賠償が認められた事例。
2203	帰還困難区域（双葉町）に居住していた申立人父母について、①申立人父（原発事故当時６０歳代）につき、居住期間が５５年以上にわたっていたことや、家業を継いで地域に根ざした飲食店を営みつつ、地域の経済団体の役職を長年務めるなど、地域社会と相当程度の関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額７００万円）の増額分として７０万円の賠償が認められたほか、平成２３年３月から平成３０年３月まで持病を理由とする月額５万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められ、②申立人母（原発事故当時７０歳代）につき、双葉町及びその周辺での居住期間が７０年以上にわたっていたことや、申立人父とともに上記家業に長年従事していたなど、地域社会と相当程度の関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額７００万円）の増額分として７０万円の賠償が認められるなどした事例。
2204	自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人について、事故時住所に残った家族との間で別離が生じたことや、乳幼児を含む子３名を連れて避難したことなどの事情を考慮して、平成２３年３月から同年１２月までの間の精神的損害の増額分（一時金）として５万円の賠償が認められるとともに、平成２４年４月までの生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加費用）並びに平成２７年３月までの避難費用（面会交通費）及び避難雑費の賠償が認められるなどした事例。

2205	会津地方において写真撮影業を営んでいた申立人の風評被害による営業損害について、直接請求手続で採用されていた申立人の費用の固定費及び変動費への振分けの方法を見直して、平成２３年３月から平成２７年８月以降の将来分までを含む逸失利益の追加賠償が認められた事例。
2206	帰還困難区域（双葉町）に居住していた申立人について、原発事故に伴い福島県外の勤務地に異動となり、同地に家族とともに避難していたが、福島県内に取得した住宅に同居家族が先行して入居した後、体調不良となった家族の介護のため申立人も勤務先を退職して同住宅に入居したこと、原発事故がなければ事故時住所において介護をしながら勤務の継続が可能であったと見込まれたこと等の事情を考慮し、申立人が同住宅に入居した後１年間（平成２８年２月から平成２９年１月まで）の就労不能損害（同期間に別途稲作に関する逸失利益が賠償されていること等の事情を考慮して、原発事故の影響割合を７割として算定。）の賠償が認められるなどした事例。
2207	避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した亡母（申立人らのうち３名が相続）について、小高区で生まれ育ち、居住期間が８０年以上にわたっていたことや、農業に従事し、収穫した野菜により近所で物々交換を行うなどしていたこと、地域の祭典の手伝いをしていたこと、定期的な人工透析等の治療のために地域の医療機関に頻回の通院をしていたことなどの地域社会との関わり合いの事情等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補に定める目安額２５０万円）の増額分として１００万円の賠償が認められたほか、小高区所在の原発事故当時の課税地目が「雑種地（原野並）」である土地について、自宅までの進入路として利用されていたこと等を考慮して価値を算定し、直接請求手続において東京電力が認容した額を上回る財物損害が認められるなどした事例。
2208	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた被相続人祖父（被相続人父及び申立人らのうち３名が相続）について、原町区で生まれ育ち、居住期間が９０年以上にわたっていたことや、先祖代々営んできた農業に従事していたほか、菩提寺の檀家のまとめ役や観音堂の世話役を務めるなど、地域社会と強い関わり合いがあったこと等を考慮して、生活基盤変容による精神的損害及びその増額分として合計９０万円（中間指針第五次追補の定める目安額５０万円から４０万円増額）の賠償が認められ、また、被相続人祖父と同居していた被相続人父（申立人らのうち２名が相続）について、居住期間が通算して５０年以上にわたっており、他所に居住していた約１５年の間も週末は原町区に戻っていたことや、工場勤務の傍ら先祖代々営んできた農業に従事していたほか、被相続人祖父と同じく、菩提寺の檀家のまとめ役や観音堂の世話役を務めるなど、地域社会と相当程度の関わり合いがあったこと等を考慮して、生活基盤変容による精神的損害及びその増額分として合計７０万円（中間指針第五次追補の定める目安額５０万円から２０万円増額）の賠償が認められるなどした事例。
2209	北海道において水産物加工事業等を営む申立会社が、中国政府がＡＬＰＳ処理水の海洋放出予定の方針に対して水産物等の検疫を強化し、その後、令和５年８月２４日のＡＬＰＳ処理水放出開始に伴い日本産水産物輸入停止措置を取ったことから、中国輸出用のホタテ製品販売において減収が発生したとして逸失利益を請求した事案において、同年６月分から令和６年２月分まで、ホタテ製品の基準期間と対象期間の利益の差額を算定した上で、他製品の販売状況や免れた費用の状況等を考慮し、原発事故の影響割合を７割として逸失利益の賠償が認められるなどした事例。

2210	青森県において水産物の加工及び販売等を営む申立会社について、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出（令和５年８月２４日に開始）の予定が報道されるなどしたため、中国輸出用及び中国経由第三国輸出用の水産物の販売ができなくなったことにより生じた同年６月から同年８月までの逸失利益（製品の販売状況や販路の立証の程度等を考慮して、原発事故の影響割合を３割として算定。）の賠償が認められたほか、輸出ができなくなった水産物を国内の飼料用として販売するために要した追加的費用の賠償が認められるなどした事例。
2211	原発事故当時大学生で福島県外に居住していた申立人子について、生まれてから大学に進学するまでの約１９年間にわたって緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）所在の実家に居住し、大学進学後も長期休暇等の際には実家に帰省していたこと、原発事故以前から大学卒業後は地元に戻って就職する予定であったこと、実際に大学卒業後福島県内に戻り就職していること等の事情を考慮して、実家所在地を基準とする生活基盤変容慰謝料５０万円（中間指針第五次追補の定める目安額と同額）の賠償が認められるなどした事例。
2212	居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（父母及び未成年の子）について、申立人父が平成２４年から原発事故に起因して出張を繰り返すようになり、自宅に不在となる期間が増加したという事情を考慮し、家族別離を理由として、平成２４年１月から平成３０年３月まで月額１万５０００円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められるなどした事例。
2213	帰還困難区域（浪江町）に墓石を所有していた申立人について、当該墓石の撤去費用の賠償が認められた事例（なお、直接請求手続において、当該墓石について、改葬に係る費用、祭祀に係る費用及び諸費用として、１５１万円が別途賠償済み。）。
2214	避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した亡母（原発事故当時７０歳代、申立人らが相続）について、認知症により要介護状態にあったことを考慮して、平成２３年３月から平成３０年３月まで月額５万円の日常生活阻害慰謝料の増額分（ただし、既払金は控除。）の賠償が認められたほか、居住期間が６０年以上にわたっていたことや、継続的に入通院していた病院が原発事故に伴い閉鎖されたなどの地域社会との関わり合いの事情、浪江町に帰還できずに令和２年に逝去したこと等を考慮して、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）の増額分として６０万円の賠償が認められた事例。
2215	帰還困難区域（大熊町）から避難した亡母（申立人らが相続）について、大熊町で生まれ育ち、居住期間が８０年以上にわたっていたことや、先祖代々営んできた農業に従事し、婦人会に参加するなど、地域社会と相当程度の関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤喪失による精神的損害及びその増額分として８００万円（中間指針第五次追補の定める目安額７００万円から１００万円増額）の賠償が認められたほか、原発事故による避難生活中に急性心筋梗塞を発症して入院し、急性肺炎を併発して平成２３年７月に死亡したなどの事情を踏まえ、原発事故の影響割合を４割として死亡慰謝料８００万円の賠償が認められた事例。

2216	居住制限区域（富岡町）から避難した亡母（原発事故当時９０歳代、申立人らが相続）及び申立人二女について、①亡母につき、居住期間が通算して８０年程度にわたっていたことや、富岡町で親が営む商売を手伝っていたこと、透析治療を要する状態（身体障害等級１級）のため近隣の医療機関に頻回の通院をしていたこと等の地域社会との関わり合いの事情、同医療機関が原発事故に伴い町外へ移転したため、帰還できずに令和元年に逝去したこと等を考慮して、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）の増額分として１５０万円の賠償が認められたほか、要介護を理由とする平成２３年9月から平成３０年3月までの日常生活阻害慰謝料の増額分として、直接請求手続での既払分（月額3万円）に加え月額5万円の賠償が認められ（なお、平成２３年3月から同年8月までは、直接請求手続において、要介護を理由として月額3万円、透析治療を要する慢性腎不全を理由として月額5万円が支払済み。）、②申立人二女につき、亡母の介護を理由とする平成２３年3月から平成３０年3月までの日常生活阻害慰謝料の増額分として、直接請求手続での既払分（月額3万円）に加え月額4万円の賠償が認められるなどした事例。
2217	帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人夫婦について、①申立人夫につき、平成２３年3月から平成３０年3月まで持病を理由とする月額3万円及び平成２６年1月から平成３０年3月まで家族別離を理由とする月額2万円の日常生活阻害慰謝料の各増額分の賠償が認められたほか、平成２３年3月から平成３０年3月までの生活費増加費用（自家消費米・野菜及び水道代増加分）、洋箪笥及び食器棚の財物損害（高額家財）の賠償が認められ、②申立人妻につき、平成２３年3月から平成３０年3月まで持病を理由とする月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められるなどした事例。
2218	帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人夫婦について、日常生活阻害慰謝料の増額分として、①申立人夫婦両名につき、申立人妻の両親（原発事故当時は申立人夫婦と別居していたが、避難先では同居していた。）の介護を理由とする平成２３年3月から申立人妻の父が逝去した平成２６年2月までは月額6万円、同年3月から申立人妻の母が逝去した平成２６年１０月までは月額3万円の賠償が認められ、②申立人妻につき、持病を理由とする平成２３年3月から平成３０年3月まで月額3万円の賠償が認められ、③申立人夫につき、申立人妻の介護を理由とする平成２３年3月から平成３０年3月まで月額3万円の賠償が認められた事例。
2219	帰還困難区域（富岡町）から避難した申立人母及び申立人二女並びに居住制限区域（富岡町）から避難した申立人長女について、日常生活阻害慰謝料の増額分として、①申立人長女につき、持病を理由とする平成２３年3月から平成３０年3月まで病状等に応じて月額3万円ないし4万円の賠償が認められ、②申立人二女につき、持病を理由とする平成２３年3月から平成３０年3月まで病状等に応じて月額3万円ないし5万円の賠償が認められ、③申立人母につき、申立人長女及び申立人二女の介護を理由とする平成２３年3月から平成３０年3月まで申立人長女及び申立人二女の病状等に応じて月額4万円ないし6万円の賠償が認められるなどした事例。

2220	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（夫婦、長女及び原発事故後に出生した長男）について、避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）の実家に転居する予定であったことを考慮して、それぞれ平成２４年９月から平成３０年３月まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料（緊急時避難準備区域を基準とする平成２４年８月分までの日常生活阻害慰謝料は賠償済み）の賠償が認められたほか、申立人夫婦及び申立人長女についてはそれぞれ生活基盤変容による精神的損害７５万円（中間指針第五次追補の定める避難指示解除準備区域についての目安額２５０万円の３割）、申立人長男については生活基盤変容に準じる精神的損害（東京電力令和５年３月２７日付けプレスリリースに従い出生月から平成２９年３月まで月額３万円で計算した金額の３割）の賠償が認められるなどした事例。
2221	避難指示解除準備区域（川俣町）から避難した亡父（申立人らが相続）及び申立人母について、①亡父につき、川俣町で生まれ育ち、居住期間が７０年以上にわたっていたことや、地元で起業した会社を経営しつつ、地域における教育交流促進等のため、体験農園の管理や農業体験の指導、スポーツクラブの運営に携わるなど、地域社会と強い関わり合いがあったこと等の事情を考慮し、生活基盤変容慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）の増額分として８０万円の賠償が認められ、②申立人母につき、川俣町で生まれ育ち、居住期間が７０年以上にわたっていたことや、亡父とともに上記会社で稼働しつつ、地元の婦人会に所属し、地域の各種行事や道路の草刈り、清掃等の活動に積極的に参加するなど、地域社会と強い関わり合いがあったこと等の事情を考慮し、生活基盤変容慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）の増額分として８０万円の賠償が認められた事例。
2222	地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）から避難した申立人について、自宅に残った高齢の両親の様子を見るため一時帰宅していたことを考慮して、平成２３年３月から同年５月までの生活費増加費用（一時帰宅費用）及び家族別離を理由とする月額３万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められたほか、原発事故により勤務先を退職せざるを得なくなったことによる就労不能損害として、賃金事情等総合調査を用いて推計した定年退職まで勤務した場合の退職金相当額と実際に支払われた退職金との差額（原発事故の影響割合を７割として算定）の賠償が認められるなどした事例。
2223	単身で居住していた居住制限区域（浪江町）の借家から避難した申立人の住居確保損害（借家）について、直接請求手続においては月額３万８０００円（福島県都市部の単身世帯の平均家賃に基づいた金額）を基準として従前の借家の家賃との差額が算定されていたが、申立人の新たな借家の家賃（月額４万３０００円）は従前の借家の面積に応じた福島県都市部の平均的な家賃を上回らないと認め、上記の新たな借家の家賃を基準として算定し直した金額（新たな借家の家賃と従前の借家の家賃との差額の８年分及び新たに借家に入居するために負担した礼金等の一時金相当額。ただし、既払金は控除。）の賠償が認められるなどした事例。

2224	自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、福島第二原子力発電所で警備員として勤務していた申立人について、原発事故後、勤務先から防護服を着用しての同発電所勤務又は東京での勤務を選択するよう迫られたために退職せざるを得なかったことを考慮して、平成２３年３月から平成２５年３月までの就労不能損害（原発事故の影響割合を、平成２３年３月から平成２４年３月までは１０割、同年４月から平成２５年３月までは５割として算定）の賠償が認められた事例。
2225	帰還困難区域（富岡町）から避難した申立人について、原発事故当時糖尿病に罹患しており、定期的な通院及び継続的な投薬治療等が必要な状態であったにもかかわらず、着の身着のまま避難することとなり、糖尿病の治療薬を入手することも受診することもできなかったため、症状が悪化して平成２３年４月に入院加療を要する状態に陥り、同年９月からは透析治療を開始するに至ったことを考慮して、過酷避難状況による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額３０万円）の増額分として１５万円の賠償が認められるとともに、平成２３年３月から平成３０年３月まで、要介護、障害及び持病を理由とする月額６万円の日常生活阻害慰謝料の増額分（ただし、既払金は控除。）の賠償が認められた事例。
2226	帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人らについて、①１世帯５名（夫婦、未成年の子２名及び夫の亡母（申立人らのうち３名が相続））につき、夫の仕事や子らの通学の関係で家族別離が生じたことを考慮して、平成２３年１０月から平成３０年３月まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められたほか、原発事故前は申立人夫の所有する田畑で作った米及び野菜を自家消費していたが、原発事故によって購入を余儀なくされたことを考慮して、平成２３年３月から平成３０年３月まで年額１８万円（米につき６万円、野菜につき１２万円）の生活費増加費用（ただし、既払金は控除。）の賠償が認められ、②申立人夫につき、帰還困難区域（大熊町）所在の土地（登記記録上の地目は保安林、課税台帳上の地目は雑種地）の財物損害として、東京電力が委託した調査において不動産鑑定士が現況を宅地と評価して算定した価格が示されたことから、同価格が賠償されるなどした事例。
2227	避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した亡父（申立人らのうち２名が相続）、申立人母及び申立人長男について、①亡父につき、浪江町で生まれ育ち、居住期間が８０年程度にわたっていたことや、地元で勤務しつつ地元の住民を対象にした私塾を長期間営み、行政区の活動に積極的に参加していたなど、地域社会と強い関わり合いがあったこと等を考慮して、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）の増額分として１００万円の賠償が認められ、②申立人母につき、浪江町で生まれ育ち、居住期間が７０年以上にわたっていたことや、亡父が営んでいた私塾の維持に助力し、行政区の活動に積極的に参加していたなど、地域社会と強い関わり合いがあったこと等を考慮して、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）の増額分として７０万円の賠償が認められたほか、③申立人長男につき、重度の障害を抱えており、再就労が困難な状況が継続していたこと等を考慮して、直接請求手続で賠償を受けた期間以降の平成２９年９月から平成３０年３月までの就労不能損害（原発事故の影響割合を３割として算定）が賠償されるなどした事例。

2228	愛媛県で原木乾燥しいたけの集荷販売等を取り扱う森林組合連合会である申立人（以下「申立人連合会」という。）及びその組合員たる単位森林組合である申立人ら（以下「申立人組合ら」という。）並びに申立人組合らの組合員である申立人ら（以下「申立人組合員ら」という。）の風評被害による営業損害について、原発事故後の原木乾燥しいたけの価格下落の状況、集荷販売量の動向、買い控えの発生状況及び商品の特性等を考慮して、①申立人組合員らの申立人連合会を通じた平成２５年１月から平成２６年１２月までの出荷販売に関し、原発事故前の販売単価との差額に基づき算定した逸失利益（原発事故の影響割合を２割５分として算定。）及び②申立人連合会及び申立人組合らが申立人組合員らの出荷販売額に応じて取得する平成２５年１月から平成２６年１２月までの組合手数料に関し、原発事故前の販売単価との差額に基づき算定した逸失利益（損害額の立証状況等を考慮し、原発事故の影響割合を１割として算定。）が認められるなどした事例。
2229	帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人ら（夫婦及び未成年の子２名）について、①申立人妻につき、原発事故直後、町職員として町民とともに避難し、昼夜を問わず町民の世話を行ったこと等を考慮して、過酷避難状況による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額３０万円）の増額分として１０万円の賠償が認められるとともに、原発事故直後から体調を崩し、令和元年８月の初診時に精神疾患と診断されたことを踏まえ、同月から令和６年５月までの生命・身体的損害（通院慰謝料）が認められ、また、②申立人らにつき、家族別離を理由とする平成２３年３月から平成２６年３月まで月額２万円ないし４万円（別離期間及び子らの年齢に応じて算定）の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められるなどした事例。
2230	帰還困難区域（双葉町）に居住し、要介護状態で介護施設を利用していた亡父（原発事故当時８０歳代後半、申立人が相続）について、原発事故後、介護施設から避難所へ避難して家族と離れて過ごすことを余儀なくされ、数日後に申立人が迎えに行った際には同避難所に残る最後の一人となっていたこと、その後も県外の施設に入所するまで避難所等を転々としたことなどの過酷な避難状況にあったことを考慮して、過酷避難状況による精神的損害３０万円（中間指針第五次追補の定める目安額）及びその増額分１５万円の賠償が認められたほか、居住期間が８０年以上にわたっていたことや、農業に従事し、行政区長や農業協同組合の役員を務めるなど、地域社会と強い関わり合いがあったこと等を考慮して、生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額７００万円）の増額分として７０万円の賠償が認められるなどした事例。
2231	帰還困難区域（富岡町）から避難した申立人ら（祖父母、父母及び原発事故当時乳幼児の子２名）について、家族別離を理由とする平成２３年３月から平成３０年３月まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められるとともに、申立人祖父母及び父母について、乳幼児の世話を恒常的に行ったことを理由とする平成２３年３月から平成２７年３月まで月額５万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められた事例。

2232	自主的避難等対象区域（天栄村）で稲作農業を営む申立人について、風評被害による米販売に係る逸失利益（令和２年販売分から令和４年販売分まで）として、直接請求手続においては、原発事故前の基準単価と対象期間中の販売単価の差額に販売量を乗じて算定した金額が賠償されていたところ、①令和４年販売分の一つの取引先に関し、直接請求手続では、原発事故前に同取引先が個人からの米の集荷を行っておらず基準となる単価が存在しないなどとして賠償に至らなかったが、原発事故前に販売実績のあった近隣商店との取引の単価を参考とした基準単価を用いることにより賠償が認められたほか、②申立人は対象期間において消費税課税事業者であったところ、直接請求手続では、基準単価と販売単価の差額がいずれも税込価格（基準期間は消費税率５％、対象期間は消費税率８％）を用いて算定されていたが、これを税抜価格を用いて算定することにより単価差額が増加し、追加賠償が認められた事例。
2233	北海道においてホタテ製品等の水産加工品の製造販売業等を営み、魚介類や水産加工品を中国輸出用に販売するなどしていた申立会社について、①ホタテ製品に関し、殻付きのまま冷凍加工して（冷凍両貝）中国輸出用として販売するほか、殻をむいて貝柱製品（玉冷等）として販売していたところ、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出に伴う中国政府の日本産水産物輸入停止措置のため冷凍両貝として販売することが困難となるとともに、殻をむいて玉冷として販売する量が増加するも、中国へ多く輸出されていたホタテが日本国内に滞留して玉冷の販売価格も下落したという事情を踏まえ、令和５年８月から令和６年７月までの、基準期間の冷凍両貝及び玉冷の販売による利益相当額から、対象期間に両製品を販売して得られた利益相当額を控除して算出した逸失利益の賠償が認められたほか、②中国輸出用に販売していた水産加工品及び冷凍原魚に関する令和５年８月から令和６年７月までの逸失利益の賠償、③中国への輸出ができなくなった魚介類及び水産加工品の運送保管や処分のために要した追加的費用の賠償が認められるなどした事例。
2234	地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住する申立人夫婦について、福島県外に居住する娘が申立人夫婦宅に里帰り出産予定であったのに原発事故によりこれができなくなり、娘及び孫と過ごすことができなかった事情を考慮して、家族別離を理由とする平成２３年３月から同年６月まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められるなどした事例。
2235	緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）において青果等の販売業を営んでいた申立会社の平成２３年３月から平成２５年１２月までの営業損害について、原発事故後も営業を継続していたものの、近隣の青果市場には商品が届かないため遠方まで仕入れに出向いていたなどの特別の努力があったことを考慮して、上記期間を通じて利益を控除せずに算定した逸失利益（ただし、東京電力が直接請求手続において、特別の努力の考え方を平成２４年３月から平成２５年１２月までの期間に適用のうえ算定し支払った既払金については控除。）の賠償が認められた事例。
2236	帰還困難区域（双葉町）から避難した亡父（申立人が相続）について、双葉町で生まれ育ち、居住期間が８０年以上にわたっていたことや、先祖代々営んできた農業に従事していたほか、農業関係の組合長として近隣の農家の取りまとめ役を務めるなど、地域社会と強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤喪失による精神的損害及びその増額分として７７０万円（中間指針第五次追補の定める目安額７００万円から７０万円増額）の賠償が認められた事例。

2237	愛媛県において日本産水産物を中国へ輸出するなどの水産物の販売業等を営む申立会社について、令和５年８月２４日に開始されたＡＬＰＳ処理水の海洋放出に伴う中国政府の日本産水産物輸入停止措置による営業損害として、損害の発生は全社的に判断されるべきとの東京電力の主張を排斥し、申立会社のうち中国向け輸出部門における令和５年６月から令和７年２月までの逸失利益（原発事故の影響割合を、令和５年６月から令和６年７月までは１０割、同年１０月から令和７年２月までは５割として算定。）の賠償が認められた事例。
2238	居住制限区域（浪江町）所在の申立法人について、申立法人が所有する土地上の竹林等につき公的除染実施後も放射線量が高かったため、除染費用として、環境省や地方自治体と協議等の上で専門業者に依頼して行った竹林等の伐採・除根等の費用の全額とともに、それに伴い必要となった擁壁設置工事費用の一部の賠償が認められた事例。